

ガ	ク	モ	ン
の	ス	ス	メ

2005

青山学院大学法学部・法学会

目 次

1 「ガクモン」のススメ	1
2 情報検索のススメ	5
(1) 雇用における男女差別を調べる～憲法編	6
(2) 雇用における男女差別を調べる～労働法編	8
(3) 商法文献検索の心構えとコーポレートガバナンス	11
(4) 「損失補填(てん)」について	13
(5) 死刑制度について考える	15
(6) 社会保障法の基本理念について考える	17
3 読書のススメ	19
(1) 法学部専任教員2005年度担当科目一覧	20
(2) 法学部専任教員からのススメ	21
4 論文・レポートのススメ	57
(1) 論文の作成法—総説	58
(2) 論文の作成法—文章の構成	61
(3) 法学会懸賞論への応募の勧め	63
(4) 法学会懸賞論文に応募して	65
5 プレゼンのススメ	67
(1) 報告の下調べ	68
(2) プレゼンの仕方	70
(3) 先輩のプレゼン経験談～意欲と工夫を忘れずに	73
(4) 先輩のプレゼン経験談～熱い気持ちを大切に	74
(5) 先輩のプレゼン経験談～ゼミは発見の宝庫!	75
編集後記	76

1

「ガクモン」の ススめ

本冊子の『AOYAMA LAW ガクモンノススめ』は、兄弟姉妹編『AOYAMA LAW 文献・資料の調べ方』とともに、「青山学院」大学「法」学部における学習のガイダンスとなるものです。まず本章では、本冊子がなぜ必要なのか、本冊子をどう利用すればいいのか、説明します。

「ガクモン」のススメ

みなさんは大学に入ってどんな勉強をすることになるのでしょうか？ それぞれに色々なイメージをもたれていることと思いますが、よくいわれるのは、大学は学問をするところである、ということです。それでは、「学問(がくもん)」を「する」とは何を意味するのでしょうか？ 結論から申しますと、そのこと自体を法学部で学ぶ4年間で見つけて下さい、ということになります。そして、本冊子は第一次的にはこのことを強調するがために作成されたものです。

こういってしまうと、なんだ、そんな説明では、意味がないじゃないか、と思われると思います。しかし残念ながら、最近の学生さんには、このこと自体(=「学問」を「する」ということ)を回避するような傾向があるように見受けられます(もちろん全員がそうだというわけではありません)。大学に入学できたからこそ行える「学問」を勤める、このこと自体に意義があるのです。是非ともわれわれの「ススメ」にのっていただきたい、そう思います。

しかし、4年間でみつけるといわれても手がかりぐらいいは欲しい、と思われる方も多いと思います。その通りです。そのためにわれわれは、本来一義的には定義し難い「学問」を、「ガクモン」という言い回しに変更した上で、具体的にその一端を紹介するという試みを、本冊子で行いました。皆さんは、本法学部で行われるような・そして実際行われている「ガクモン」を、本冊子によって疑似体験していただける、というわけです。

もちろん「ガクモン」には各教員毎に色々な内容・方法があり、あってしかるべきです。しかし、本学部という一つのコミュニティの中で、そして、法学・政治学という「共通」性のある土俵の中で、ある程度の「作法」のようなものが存在する、そういっても過言ではないと思います。例えば、第2章で各テーマ毎に紹介するように、まずは各種「情報」の「海原」から必要なものを取り出すという作業が「ガクモン」には不可欠です。次にそれらの「情報」を入手したり整理したり、自分の問題意識を涵養するための作業(これが古典的に読書といわれるものです)が「ガクモン」には不可欠です。ちなみに、われわれは、みなさんがこれらの作業をより容易に行えるようにと、本冊子の兄弟姉妹編として『文献・資料の調べ方』という冊子を用意いたしました。

そして、「ガクモン」で大切なのは、自分の問題意識のもとで収集・整理した「情報」をアウトプットするという作業です。みなさんはこういった作業を、様々な講義で課せられるレポート、ゼミでの報告・発表、卒業論文・懸賞論文といった場面で行うことになります。第4・5章においては、これらに関する豊富な実例を用意しつつ、アドバイスを具体的に行っております。

このように本冊子の目的は、兄弟姉妹編である『文献・資料の調べ方』と共に、皆さんが本学部において実際に「ガクモン」をする場合の一定の「ノウハウ」を学んで頂くことです。しかし重ねて申し上げますに、大切なのは、皆さんそれぞれが、この2つの冊子を有効に活用し、かつ踏み台にして、皆さんの「ガクモン」を見つけ、実行することです。その意味でわわれわれの目的はあくまでも、ガクモンの『ススメ』なのです。このように「ススメ」られた「ガクモン」を実際に実行されることで、皆さんのファカルティライフは充実し、卒業後、法学士号を得てよかったと思えるようになるはずです。

最後に、これまでの「勉強」と、大学における「ガクモン」との違いについて、個人的見解を述べさせていただきます。

- ・「なんとなく」ではなく「意識的に」（目的・手段的発想）
- ・「これでいいじゃん」から「もっとよくしよう」（向上心）
- ・「これもあるじゃん」ではなく「他はどうなの」（一般化・普遍化志向）
- ・「ま、それぞれあるし」ではなく「一貫性」（体系的思考）

どのように位置づけるにせよ、「ガクモン」は気を張って行うもの、そう思えてなりません。皆さんと一緒にAOYAMA LAWで「ガクモン」ができることを心待ちにしております。
(藤川 久昭)

2

情報検索の ススメ

本章では、法学部あるいは法科大学院の専任教員の方々から、各分野における特定のテーマについて、論文、レポートの作成、あるいは、各種報告等を行う場合に、実際にどのように情報検索をすればいいのか、そのカンドコロを、具体的にあげて説明して頂いております。各稿ともに、非常に貴重な内容になっていますので、しっかりと熟読した上でみなさんのお役に立てて下さい。

(1) 雇用における男女差別を調べる～憲法編

女子学生X：「なんで、世の中不景気だからといって、女子だけ『土砂降り』だとか『氷河期』だとかいわれなければならないわけ。」

女子学生Y：「そうよね、憲法では男女平等が定められているわけだし、男女雇用機会均等法っていう法律もあるんだからさア。なんとかならないのかしら。」

男子学生M：「そんなこと言ったって、『法律がある』っていうのと『法律が実際の効力を発揮している』っていうのは違うんだし…。」

女子学生Y：「いいわよね、あなたたち男はそんなふうにもものわかりよく解説してもらえるんだから。わたしたちの身にもなってみなさいよ。」

女子学生Z：「でも、そんな話は民間企業だけでしょ。だから私は公務員志望なんだ。」

男子学生M：「ほんとかなあ、公務員は男女平等って。それは甘いんじゃない。」

というわけで、「どうして雇用における男女差別がまかりとおっているのか」を調べようとする。一般に、憤りや問題意識は現実の社会で不利に扱われている側がもつものだ。

まずは、図書館へ、開架式の書棚へ足を運ぶ。係の人に聞いたり、OPAC等の文献検索ツールを利用する前に、自分の目とカンを働かせてほしい。つまり関係のありそうな本を手にとる。目次を繰る、あるいは索引を調べる。該当箇所にあたる。原始的方法だが、これをするると余禄があることは間違いない。しかし、ここはもっと効率的な文献検索法を伝授するところだ。では、何から手をつけるか。

やはり最初は憲法の教科書(定評のあるものは、毎年4月に刊行される法学セミナー増刊の『法学入門』を参照)、次に注釈書＝コンメンタール。後者については、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注解法律学全集 憲法Ⅰ～Ⅳ』(青林書院)、宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』(日本評論社)、佐藤功『ポケット注釈全書 憲法(上)(下)』(有斐閣)、小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール 憲法』(第四版)の四つを挙げておこう。教科書にしろ、コンメンタールにしろ当然、「法の下での平等」、特に個別的な差別禁止事由のうちの「性別」の箇所を見る。すると、例えば、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ』(有斐閣)は、今日では法律レベルの不合理な取り扱いはいくつも、社会における事実上の差別をい

かに克服するかが問題である旨を指摘した上で、雇用差別を取り上げ、公務員の場合でも、表向き差別は禁止されているが、採用等に関する行政庁の裁量権行使にかかわって、運用次第では不合理な取り扱いが生じうること、しかもその際、人事の秘密を盾にとられると法的問題として追及しにくいという問題があることに言及している。

私企業の場合は、企業(という私人)と個人(という私人)の私法的関係において平等違反の問題が生ずるわけだから、人権保障規定の私人間効力が問題となる。ここでちょっと脱線。「私人間」を「ワタクシニンゲン」とか「シニンゲン」とか誤読する人がいる。そうヨンデいるとしか思えない答案にしばしば出会うし、驚くなかれ、筆者の子どもが通う中学の、なんと社会科担当の教師までそうヨンデいたという。ここはしっかり「シジンカン」と読み、キーワード操作の際にはそのように入力しよう。

ところで、私人間効力は、教科書では「人権総論」の部分で取り上げられる。最も詳しいのは、芦部信喜編『憲法Ⅰ 人権(1)』(有斐閣)であり、同書の「注」の欄には参照すべき文献や判例がずらり並んでいるから、それらを丹念に探すとよい。判例については、代表的なものだけ調べる場合には『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ(第四版)』で十分だろうし、もっと数多くというのであれば、『判例体系(第二期版)』がよいだろう。また、ある判例の部分だけでなく全体を読みたい場合は、裁判所の発行する判例集(本冊子の「判例集一覧」の項参照)がある。

このようにして調べた結果、採用時、雇用関係継続中、雇用関係終了時(例えば、結婚退職制や出産退職制、女子若年定年制など)の三段階で、社会的に劣位におかれている者が法的救済を受ける度合い、逆に言えば、企業の自由の認められる度合いはそれぞれ異なっていることが判明する。そして、現状の認識に到達するだけでなく、人権尊重の精神が社会に活かされるためにはどういう理論構成が適当であるかという実践面での理解も得られよう。

また、私人間効力の問題は、私企業に基本権享有主体性を認めることも関わることから、「法人の基本権」論への広がりも頭の中に入れておきたい。この最後の問題に関連して、「法人の基本権」肯定論は、個人の人権を侵害する主体として今日最も脅威である社会的権力への規制を控えさせる傾向があることから、それに批判的な樋口陽一『近代憲法学についての論理と価値』(日本評論社)も挙げておく。

(芹沢 齊・法科大学院教授)

(注記：本稿は1995年版に向けて書かれたものである。したがって、その後男女機会均等法は、企業の差別的扱いに裁判を科す規定が加わるなど大幅な改正があったし、また景気の動向も変わっている。しかし、忙しいことに加えて、内容を変更するほどの必要性も感じないので、旧稿通りに掲載する。一般論として、法改正や新法の成立等、執筆の当初と事情が異なっていることがありうるので、その辺りについては注意してほしい。)

(2) 雇用における男女差別を調べる～労働法編

本稿では、雇用における男女差別・労働法編というテーマを素材にして、特に現代的テーマを法的に扱う場合における、一般的な「アドバイス」を皆さんに行うことにする。紙幅の都合もあって、具体的な文献を示すことはできなかった。この点容赦されたい。

1. 法律学は、法律学内において学際的である

憲法編における説明だけで、本テーマについて必要十分なコトがわかったと思ったら大間違いである！ なぜならば、雇用における男女差別の問題は、憲法のみを対象とするところではなく、雇用という言葉でご理解頂けるように、労働法が主に対象とするところだからである。したがって、「雇用における男女差別の憲法上の問題」にテーマを絞るならさておき、「雇用における男女差別の法的問題」と広く設定するならば、労働法の分野にも入らなければならないのである。

皆さんに注意を喚起したいのは、法律学においては(も)、複数の科目・分野にまたがって調査をしなければならないことが多々ある、ということである。例えば雇用における過労死の問題を論じるにあたり、労災保険関係では社会保障法、安全配慮義務関係では民法・民事訴訟法の分野にも視野を広げなければならない。このように労働法のような特別法の分野に関するテーマについては、法律学における複数の分野にまたがる調査が必要なことが多いのである(なお、本テーマに関して言えば、憲法・労働法だけではなく、実は国際法も関係してくる)。現代社会のように成熟した社会においては、各分野において専門的な解決が求められることが多いため、いわゆる特別法の領域が多い。一見、基本科目である憲法、民法、刑法のみの問題であると思えても、特別法に関係することが多いのは、現代社会の宿命だと思われる。

2. 法律学は、まさに学際の中にいる

それでは本テーマについては、各種「法」における調査だけで事足るのだろうか？ 答えは「否」である。なぜならば、まず、いわゆる雇用差別と一言にいっても、色々な形態があるからである。具体的には、例えば、賃金差別という形(例:男女別の賃金表を設ける)、昇格・昇進差別という形(例:女声は一定以上の地位等につけない)、

採用差別という形（例：男性100名、女性10名のみ採用）等がすぐに思いつく。このように、雇用差別の実態について、まずは、調べないといけない。

次に、このような雇用差別がなぜ生じているのか、この原因を探らなければならない。格差が存在していることだけで、法的にいつて差別になるというわけではない。差別であるか否かの判断を前提として、各種調査・統計あるいはそれら进行分析した資料にあたり、客観的に原因を理解する必要があるのである。

以上のような作業は、労働経済学、労使関係論、人的資源管理論、産業社会学、女性学等という、法律学以外の分野における「成果」を吸収した上で行わなければならない。そして、法律学・政治学が、現代社会の各種問題に取り組むという宿命を背負っている以上、このような学際的な作業は、本テーマに限定されたことではないのである。

3. それでは具体的にどうするか？～本テーマ調査のカンドコロ

以上から、本テーマのような現代的テーマを法的に検討する場合には、関連する学問分野を網羅した調査が必要であると実感していただけるであろう。それでは本テーマに関する調査は具体的にどう行うのか？ テクニカルな点については、本冊子の兄弟姉妹編『文献・資料の調べ方』を参照頂くとして、以下、一般的なカンドコロをアドバイスしたい。

まず、このように広いテーマについては（博士論文等を執筆するなら話しは別であるが）、一定の絞りをかけることが賢明である。テーマを絞るというのは、別にはずかしいことではない。むしろ、散漫な検討は、センスを疑わせることになる。

次に、当然のことであるが、各形態に応じて、関連する実定法全てをピックアップし、各法規の内容を、コンメンタールにて調べることになる。採用差別の場合に関連しうるのは、雇用機会均等法5条、民法90条、民法709条、労基法4条、労基法13条等である。どの実定法が関連するかについては、各種教科書、コンメンタール、論文を複数みて理解する必要がある。

本テーマのような現代的問題については、実定法による対処「だけ」では十分でないことが多いわけだが、その「限界」をしっかりと見極める必要がある。実定法の研究にとって、法解釈の限界を見極めることは、極めて重要なマナーである。

このような場合に、裁判例が補充的に法理に形成している（しつつあるorしようとして苦労している）場合が多い。採用差別に関して言えば、いわゆるコース別処遇およびそれに基づく賃金格差が男女差別にあたるか否かについて、幾つかの裁判例が取り上げている。これらの裁判例を取り上げて、検討する必要があるのである。

こうして、日本では、どのように法的処理がなされているか、という「状況」がようやくつかめる。そしてそのような「状況」をどのように考えるか、ここから皆さんのオピニオン形成のプロセスに移行する。この場合に、様々な論者の論稿を熟読し、意見を分類整理し、自分の意見形成に役立てるという作業が必要になる。本テーマのような場合には、日本よりも「進んだ」実定法、法理を有している、諸外国の状況を参照する必要があるだろう。特に英米法における雇用差別禁止法制・法理論の参照は不可欠である。

4.まとめ

以上の述べてきたところを要約する。

- ・現代的テーマを法的に扱う場合には、各種法分野の参照が不可欠である。
- ・上記のようなテーマについては、法律学以外の分野の「成果」も参照することが不可欠であること。
- ・法的な検討にあたっては、実定法規、判例法理を自分の「目」できちんと確かめること。研究者・実務家の「分析」を「コピー」してはならない。
- ・オピニオンをどう形成するかという観点を忘れないこと。

本テーマには解明されていない点がまだまだ多い。特に差別の立証という論点は、実務的に重要である。間接差別法理の「導入」がようやく検討の俎上にのぼりはじめた（2005年11月時点）。懸賞論文等で、本テーマに取り組まれる皆さんの姿に遭遇できれば幸いである。

（藤川 久昭）

(3) 商法文献検索の心構えとコーポレートガバナンス

図書館や資料室で文献を探す方法については、既に諸先生方の見事な案内があるので、ここでは文献検索以前の心構えを中心に述べることにします。

研究者の育成を目的とする大学院教育でなかなか教えて貰えないことがあります。さあ何でしょうか。

聞くこと自体が一種の反則行為に当たるものです。それは「論文の主題」「研究テーマ」の設定です。指導教官に「先生、何について論文を書けばよいのでしょうか」等の質問は、「私最近勉強していません」「私はウマ・シカになってしまいました、お許してください」とほぼ異音同義語です。というのは、論文・研究テーマを確定することは、日ごろから、問題意識をもって、社会の関連情報に意識的に注意を向け、新聞の切り抜きや関連文献を収集し、ある程度整理・分析していないと、到底できないからです。かかる努力を怠っている者のために時間をさくほど指導教官は暇ではありません。時間泥棒は競争社会では嫌われ者です。問題意識さえ明確であれば、検索方法など二次的な問題とも言えます。問題意識・検索・書面作成の集合は大いに重なり合います。

問題意識を講義や論文で表現できるまでには、それなりの苦労の過程があります。最近、コーポレート・ガバナンス (corporate governance) という用語がよく使用されています。このテーマでアメリカでも日本でも多くの論文が書かれています。用語として定着したとの新聞報道もありました。しかし多くの人が知っているとは思えません。一体、何を意味しているのでしょうか。この意味を知らなければならぬ、という一種の使命感がわいてきます。アメリカ発信の言葉のようなので、アメリカの代表的な「ブラック・法律辞典」を調べてみましたが、掲載されていません。アメリカの会社法の代表的なテキスト「ケースブック」を見ると、その項目や章のタイトルにはなっているも適切な定義は示されていません。新聞などでは、会社の統治と訳出されることが多いようです。Conardによると、政府規制による企業外部からの統治 (government) と、企業の関係者の内部的・自律的な管理 (governance) とは区別されるべきものとされます。会社の統治という訳語は適切ではないらしい。そこで次に、如何なる状況で使用されているのかを知るために『法律判例文献情報』や *Index to Legal Periodicals* を利用して関連文献をコピーし分類すると、1970年代には企業の社会的責任、政治家への不正な献金、公害・環境汚染といった問題

において企業の責任を追及する場合、1980年代では国際競争においてアメリカ企業がドイツ・日本企業の後塵を拝し企業の経済効率の向上が叫ばれる場合に、コーポレート・ガバナンスに問題があるというように使用されていることが分かります。わが国では、取締役の法遵守義務違反、粉飾決算、証券会社の損失補填、銀行の暴力団関係者への巨額融資、役人の私企業への天下りなど企業社会が抱える問題に対して、コーポレート・ガバナンスに問題があると指摘されます。要するに、企業が社会に悪影響を及ぼすので、これを何とかしなければならない場合に、コーポレート・ガバナンスの改善が叫ばれることになる訳です。

学生時代の主題を示されたレポート提出という形式は、振り返れば、学生の甘い特権のようにすら思えるということです。この場合の文献検索は、赤子の手の類です。あなたはテーマに関して、図書館で、CD-ROM版『法律判例文献情報』、「日経ニュース・テレコン」などを利用して、その法律問題を発見し、その社会における位置づけを把握でき、レポートの準備はほぼ完成です。外国文献を *Index to Legal Periodicals* を利用して補完しておけば学部生の段階では花丸です。ついでに、『商事法務』の過去数年分をパラパラとめくると会社法で何が問題になっていたのかを鳥瞰することができ、ゼミ論や懸賞論文を書く場合に大いに有益です。こうして収集した資料を後はひたすら読む（その際、注に引用される文献を参照し、文献漏れをチェックする）・また読む・理解する・問題点を整理する・分析する・自己の見解をまとめる。後は、引用形式に関しては法律編集者懇話会から示された『法律文献等の引用方法』を参考にすればいよいよ完成です。教員間の噂では、引用方法が適切であれば、レポートの内容は優れているに違いないと推定する傾向があります。

（吉田 直・法科大学院教授）

（编者注：吉田先生は、本テーマについてご著作をものにされておられます。是非ともご参照下さい。『競争的コーポレート・ガバナンスと会社法』（2001年）中央経済社）

(4)「損失補填(てん)」について

証券会社が損失補償や損失負担を約して有価証券の売買その他の取引を勧誘することは、従来から証券取引法第50条第1項第3号・第4号で禁止されているが、事後の損失補填については当初は通達で禁止されていたにすぎなかった。その後、平成2年の証券会社の税務申告に関連して、証券会社が大口投資家に対して損失補填していたことが判明した。証券投資は投資家の責任において行われるべきものであり、その投資家の判断が証券市場に反映されてはじめて公正な価格が形成されるものであるのに、損失が事後に補填されることを放置すると、証券市場の価格が歪められることになるとともに、証券会社の過当競争を引き起こす原因ともなる。そこで、平成3年の証券取引法の改正において、損失補填を法によって禁止するとともに、顧客が証券会社に損失補填を要求することも禁止することとした(第50条の3)。損失補填については、以前には、某代議士が証券会社に損失補填を要求したのではないかという疑いが発生し、新聞紙上を賑わしたこともある(結果的には代議士の自殺という悲惨な結末をむかえてしまったが)。

「損失補填」について調べようとするならば、まず、一般的な証券取引法に関する書籍にあたるのが考えられる。代表的な体系書としては堀口亘『最新証券取引法』(商事法務研究会)があり、コンメンタール(逐条解説)としては証券法制研究会編『逐条解説証券取引法』(商事法務研究会)などがある。これらには、いずれも損失補填の禁止について解説がなされている。しかし、体系書やコンメンタールについてはこの他にも多くあるが、注意したいことは、証券取引法は毎年といってよいほど改正がなされており、(大改正も2～3年に1度はなされている)、版が新しいもので改正法をカバーしているものでなければならないという点である。なお、証券取引法については、大蔵省や法務省の中の研究会が改正の都度その改正の要点を解説した書籍を出版しているので、これにあたるのも有効である。具体的には、損失補填については、大蔵省・法務省内証券取引法令研究会編『損失補てん規制Q & A』(財經詳報社)が法改正同時に出版されている。

次に、図書館等のコンピュータ操作により文献を検索することも有効である。例えば、CD-ROM版『法律判例文献情報』のキーワード検索で「損失補填」と入力することにより、多くの文献を知ることができる。この文献には、新聞記事(神崎克郎「損失補てんの法規制を」(経済教室)1991年7月17日)から、改正の前後に

おけるさまざまな議論に関する多くの雑誌文献まで含まれる。また、この検索により、損失補填をめぐる判例の解説についても検索することができる。具体的には、野村證券事件について中村一彦（判例タイムズ859号72頁）、大和証券事件について菊地雄介（金融商事判例947号37頁）の解説などを検索することができる。なお、「損失補填」についてはキーワードが明確であるため、他の事項索引で検索する必要はないが、明確なキーワードがない場合には、事項索引を見て更に適切な検索を行う必要がある。いずれにしても、このようにして検索したものを第一次資料とすれば、それぞれの文献の注などに掲載されているものをさらに収集することで、テーマに関する文献は完璧なものとなろう。

最近では、コンピュータやソフトの発達で資料の検索そのものは比較的容易となっている。問題は収集した資料をどれだけ読み込み、活用して自分の意見をまとめることができるかである。

（土橋 正）

(5) 死刑制度について考える

死刑制度について文献検索する場合を例にあげつつ若干の文献案内をする。青山の図書検索にはOPACが便利である。「死刑」「刑罰」のキーワードで検索をすると、たくさんの文献に到達できる。

死刑制度については日本でも常に議論がなされている。従って死刑に関する書物は少なくない。実際には死刑廃止論が目立つが、現実に死刑制度が存在する日本では、あらためて存続を主張する本の必要性は必ずしも大きくないということも忘れてはならない。

まず日本の死刑の歴史については、石井良助『刑罰の歴史』（明石書店）にくわしい。犯罪者を追い払った古代から、比較的刑罰の穏やかだった奈良、平安時代を経て、苛酷な刑罰の戦国時代へと移っていく日本の刑罰の歴史がくわしく紹介されている。又、前坂俊之『死刑』（現代書館）には、戦国時代以降の厳しい拷問や刑罰が図入りで描かれている。なお、刑罰の歴史を詳しく表にまとめたものとして、重松一義『日本刑罰史年表』（雄山閣出版）という、非常に綿密な研究がある。

戦後、日本の死刑廃止論の先頭に立ったのは正木亮博士で『死刑一消えゆく最後の野蛮』（日本評論社）、『現代の恥辱—私の死刑廃止論』（矯正協会）という著書を残している。その他、若干古いところでは、向江瑋悦『死刑廃止論の研究』（法学書院）、木村亀二『死刑論』（弘文堂）がある。三原憲三『死刑廃止の研究』（成文堂）、村野薫『死刑ってなんだ』（拓殖書房）、菊田幸一『いま、なぜ死刑廃止か』（丸善）等も、最終的には死刑廃止を訴えている。

又、国際的な人権擁護団体、アムネスティ・インターナショナルは『死刑と人権—一国が殺すとき』（成文堂）を出している。

外国の死刑廃止については、すでにあげた書物にまとめられている他、ロジャー・フッド『国連犯罪防止・犯罪統制委員会報告集—世界の死刑』（成文堂）にくわしい。特にフランスを例にあげたものとして伊藤公雄・木下誠編『こうすればできる死刑廃止—フランスの教訓』（インパクト出版会）がある。

ところで、死刑執行までの死刑囚の心の葛藤を、実際に死刑執行された人々の例をあげて描いた、合田志郎『そして死刑は執行された』（恒友出版）は死刑の実際から目をそむけないためにも重要な書物である。小坂井澄『死刑囚生きる』（徳間書店）も貴重である。

又、死刑制度が存続する以上、その執行に携わる人が必要である。死刑執行人のさまざまな心の葛藤をインタビューをもとにまとめた書物として、大塚公子『死刑執行人の苦悩』（創出版）がある。

最後に団藤重光『死刑廃止論―第5版』（有斐閣）をあげておく。著者は刑法学者としては必ずしも死刑廃止論者ではなかった。しかし最高裁判所判事としての経験から、人が人を裁く以上、冤罪の可能性を全てなくすることはできないと痛感し、そうだとすれば、人の命を断つ死刑は許されないということで、今では死刑反対運動の先頭に立つようになっている。体験からくる印象的、かつ勇気ある主張である。

総理府（現・内閣府）による世論調査では、常に60パーセント以上の人が死刑の廃止に反対している。このような状況の元で日本がどのような選択をしていくかは難しい問題である。民主主義とは何かという問題にもかかわってくるからである。もっとも世論調査の質問事項そのものに必ずしも問題がないわけではない。質問の仕方によって結果を左右することもありうるからである。その点については、藤吉和史他『世論調査における死刑』（法学セミナー増刊 総合特集シリーズ46 死刑の現在）が参考になる。

ここでは雑誌論文はあげなかったが、上記の書物の注の中に、重要な論文や判例が引用されている。それらを参考にして論文や判例にも当たるとよいと思う。その他に、『法律判例文献情報』CD-ROM版で、論文、判例を検索することができる。新聞記事については「朝日新聞記事検索（聞蔵）」「日経テレコン21」「ヨミダス（文書館）」が便利である。

以上のようなことを参考にし、文献にあたって十分な知識も得たうえで、日本国民の一人として、自分自身の死刑に対する態度を決めていただきたい。なお、現実に死刑が存在する以上、保留というのは現状肯定側にまわっていることを忘れてはならない。国家の現実的制度について考えるとき、「保留」というのはないからである。

（石井 光）

(6) 社会保障法の基本理念について考える

社会保障法は、健康保険法、生活保護法、児童手当法など多数にのぼる個別法の集合体であり、その全体を貫く統一的な理念を宣明した基本法や規定は存在しない。そして、この社会保障法の解釈や立法を導く基本理念は何か、というテーマに関しては、学説の変遷があり争いがある。

このテーマに関して最も影響力のある見解は「社会保障法の基本理念は生存権理念であり、社会保障法は生存権を保障した憲法25条を具体化するための法である」というものであった。この見解は、多くの場合、社会保障を産業資本主義段階→独占資本主義段階→国家独占資本主義段階という歴史的段階の進展に対応した生成物として捉える、というマルクス主義的な歴史観を前提としていた。

この生存権理念によって社会保障法を解釈し、立法を構想する見解は、戦後の高度経済成長ともあいまって、社会保障制度の拡充に一定の役割を果たしてきたが、特に1980年代後半以降行き詰まりを迎えることとなる。経済成長が鈍化するとともに、少子高齢化—それは、社会保障の受け手の増大と、支え手の減少を意味している—が進行する中、増大する負担の問題を考慮せずに給付水準の「低さ」を攻撃し、その向上を求める理論は急速に説得力を失っていった。さらに、1989年以降の社会主義諸国の相次ぐ消滅は、この見解を下支えしてきた歴史認識を覆すこととなった。

この一方で、社会保障制度の中で最も古く、かつその支柱をなしている社会保険システムに内在する「社会連帯」の理念を再評価し、これを社会保障法の基本理念と捉える見解が、特にドイツ、フランスとの比較法研究を通じて主張されるに至っている。この見解は、近年におけるわが国の社会保障改革の動向ともマッチすることから少なからぬ支持者を得ているものの、「連帯」の根拠や範囲・程度など、その具体的な内容を十分に明らかにしているとはいえないのが実情である。

さらには、生存権理念を前述の歴史認識に結びつけるのではなく、個人の自由や自律を尊重するリベラリズムを基礎として再構成する見解も注目を浴びている。

もとより社会保障法は、現実生きる人間のさまざまなニーズに対応して、その生活の維持や向上を図るものであり、人々の「生の現実」の把握と認識から遊離すべきものではない。しかしまた、「現場主義」を唯一の導きとして、その都度その都

度の政策決定や法解釈を繰り返すならば、全体を通じての公正かつ合理的な法制度の構築や運用は望むべくもなく、また社会学は必要とされても法学は無用ということになる。したがって、「社会保障法の解釈や立法を導く基本理念は何か」という根源的な問題について、腰を据えて考えることは、きわめて重要なことである。

始めに紹介した、一定の歴史認識を前提としつつ、生存権理念によって社会保障法を把握する立場の代表的な文献として、舛井常喜『社会保障法』（総合労働研究所）、小川政亮『権利としての社会保障』（勁草書房）がある。読者はそこで、「血わき肉おどる社会保障法」のアツい世界を体感することができよう。

次に紹介した、社会連帯理念によって社会保障法を把握する立場の代表的な文献として、高藤昭『社会保障法の基本原理と構造』（法政大学出版局）、加藤智章『医療保険と年金保険—フランス社会保障制度における自律と平等』（北海道大学図書刊行会、有斐閣）、倉田聡『医療保険の基本構造—ドイツ疾病保険制度史研究』（北海道大学図書刊行会、有斐閣）がある。このうち、加藤、倉田によるものは、それぞれフランスおよびドイツの社会保険法について詳細な研究を行い、わが国の社会保障法への示唆を述べたものである。必ずしも読みやすいものではないが、比較法研究の実例としても有益な文献である。

最後に述べた、リベラリズムによる生存権理念の再構成を試みた文献として菊池馨実『社会保障の法理念』（有斐閣）がある。論述の過程において、ロールズ、ドゥオーキンといった（法）哲学者の名が登場する。法哲学が決して孤立した分野ではなく、基礎法の名にふさわしく実定法の領域に具体的に貢献するfruitfulな学問であることも理解できよう。

ジュリスト等において、特に憲法学者が社会保障について論じる記事も示唆に富むことが多い。一例として松井茂記「福祉国家の憲法学」（ジュリスト1022号）をあげておこう。他にもCD-ROM版『法律判例文献情報』などで「生存権」「社会連帯」「憲法25条」といったキーワードで検索してみてほしい。また、1995年以前の判例に限られるが、判例大系刊行委員会『社会保障・社会福祉判例大系（全3巻）』（旬報社）も、テーマごとに判例を整理していて便宜である。

（台 豊）

3

読書の
ススメ

— 法学部専任教員が薦める本 —

ここに収録された本は、学生の皆さんのために、青山学院大学法学部の専任教員が各人の関心・嗜好・経験等にもとづき選んだ推薦図書です。専門書、教科書が中心になっていますが、それ以外にも、人生の糧となるさまざまな分野の本があげられています。いうならば、専任スタッフから皆さん宛に発せられた「知的メッセージ」の一つと考えてよいでしょう。

先生方がどのような本を薦めてくれるのかを知ることは、いろいろな意味で有意義なことと思います。これらの本を読んで知の世界を広げ、さらには先生方との知的交流を深めるきっかけになれば、と願っています。

(1) 法学部専任教員2005年度担当科目一覧

※ 掲載は五十音順です。

芦原 貞雄	[コミュニケーション&リーディングⅠ、Ⅱ]	21
安藤 泰子	[刑法Ⅱ、刑事法基礎演習、比較法英書講読]	22
石井 光	[刑事政策]	23
江泉 芳信	[国際私法、法情報リテラシー]	24
大石 紘一郎	[政治学原論、政治過程論]	25
大山 和寿	[民法Ⅱ、民事法基礎演習]	26
小藺 康範	[健康医学]	27
菊池 純一	[知的財産法Ⅲ、Ⅳ]	28
Givens,S.B	[アメリカ法、法学・政治学演習]	29
許 末恵	[民法Ⅰ、Ⅴ]	30
久保 茂樹	[行政法Ⅰ、Ⅱ、行政と法]	31
酒井 安行	[刑法Ⅰ、刑事訴訟法]	32
佐々木 高雄	[憲法Ⅰ、Ⅱ]	33
重田 晴生	[商法(保険法)、商法(海商法・航空法)、国際取引法Ⅰ]	34
申 恵丰	[国際法Ⅰ]	35
住吉 雅美	[法哲学、法思想史]	36
関 英昭	[商法(会社法)]	38
台 豊	[社会保障法、英語文献講読]	39
谷原 修身	[経済法]	39
土橋 正	[商法(手形、小切手)証券取引法]	40
中村 芳昭	[税法、市民生活と税法]	41
夏目 博明	[コミュニケーション&リーディング]	42
西澤 宗英	[民事訴訟法Ⅰ、フランス法、法学入門、裁判と法]	43
原口 健治	[ドイツ語初級、中級]	44
平松 紘	[外国法入門、西洋法史学、環境法]	45
廣瀬 久允	[キリスト教概論]	47
Fukuda, E. Suzy.	[オール・イングリッシュ、イングリッシュ・ワークショップ]	48
藤川 久昭	[雇用関係法、公務員労働法、法学入門、労働と法、法情報リテラシー] ...	49
松川 実	[知的財産法Ⅰ、Ⅱ]	50
室住 信子	[コミュニケーション&リーディングⅠ、Ⅱ]	51
Mennim,Paul	[オール・イングリッシュⅠ、Ⅱ、Ⅲ]	51
安見 ゆかり	[民事訴訟法Ⅱ、法学入門]	52
山崎 敏彦	[民法Ⅰ、Ⅳ]	53
山田 央子	[比較政治学、日本政治史]	54

(2) 法学部専任教員からのススメ

芦原 貞雄 [コミュニケーション&リーディングⅠ、Ⅱ]

*授業科目に直接関係する基本的な図書ならびに大学図書館あるいは書店で入手可能な本という2つの観点から、次の5冊を推薦する。

3

読書のススメ

①『英語のニューリーディング』

(谷口 賢一郎著/大修館/1992) 837.5 : T 4-1 相

☆ Reading(読むこと、あるいは読解法)に関する最近の研究概要の解説書。読むことについて新たな視点が得られ、日本語を読む場合にも大いに有益。

②『ジャーナリズム英語:英字新聞・雑誌の読み方』

(横川 信義著/大修館/1974) 837.5 : Y 6-4 相

☆ 英字新聞の論説を担当していた著者によるジャーナリズム英語のエッセンスに関する概説書。「ジャーナリズム英語とは」、「ジャーナリズム英語の読み方」、「見出し英語の読み方」、「ジャーナリズム英語の形態」、「ジャーナリズムの語法・文法」の項目は簡潔明瞭。

③『English by Newspaper』

(T.L.Fredrickson & P.F.Wedel著/Heinle & Heinle/1984)

428.6 : F 1-1 相

☆ 新聞英語の概要を述べた簡便な入門書。前半は読解法に重点を置き、新聞英語の文法と語法、走り読み(scanning)とSkimming(拾い読み)、批評読み(critical reading)、リード(lead)と本文(body)などについて、後半は高頻度のニュース項目あるいは話題(topic)ごとに実際の記事を用いて解説。

④『The Language of News Media』

(A.Bell著/Blackwell/1991) 302.23 : B 1-1 相

☆ マスコミあるいはマスメディアを対象とし、ジャーナリズム論や社会言語学的アプローチをも導入した広範囲な内容に及ぶ書。関連領域を知る点で有益。

⑤『トレンド日米表現辞典』

(岩津 圭介著/小学館/1990) 833 : I 10-5 青

☆ Current Englishに関する辞書類は数が多いが、その中で本書をすすめる理由は次の3つである。

- ①Current Englishについて、ひととおりの概要を把握するための“読む”資料として好書である。
- ②政治、経済、産業、労働など、40におよぶ分野に区別し、各分野での頻出語彙・語句が例文をまじえてまとめられている。
- ③日本の行政機構、省庁、特殊法人等の一覧が便利である。

安藤 泰子 [刑法Ⅱ、刑事法基礎演習、比較法英書講読]

①『刑法の根底にあるもの』（増補版）

（西原 春夫著／成文堂／2003）

326 : N 6-6 / 2 青

326 : N 82KE / 2003 相

☆なぜ人間社会に刑罰や刑法というものがあるのか、国家はどのような理由で刑罰権を持ちそれを行使することが許されるのか、という問題を刑法学の根源にさかのぼって論じる書。法哲学的観点からも刑法の本質が何であるかを考えさせる。刑法を学ぶ者にとっての必読書。

②『刑事司法への市民参加』

（新倉 修、酒井 安行、石井 光、保倉 和彦、他編著／現代人文社／2004） 320.4 : T 43-1 青

☆日本に導入される裁判員制度に分析を加え問題点を指摘する。陪審制や参審制について、近時の各国の現状を比較しながら検討を加えた貴重な書。わが国の司法制度が大きく変わろうとしている時期にあって読むべき一冊。

③『導入対話による刑法講義（総論）』（第2版）

（新倉 修、酒井 安行、高橋 則夫、他著／不磨書房／2003） 326.1 : N 11-1 / 2 青

326.1 : N 72D / 2003 相

☆刑法を学ぶ際の筋道を提供する。刑法各論に比べ「抽象的」と考えられがちな刑法総論について、基礎知識習得編の後に準備された「展開講義」において、身近な問題を題材とし刑法的観点から考察を加える。学ぶ楽しみを与えてくれる一冊。

④『刑法の基本思想』（増補版）

（中山 研一著／成文堂／2003）

326.01 : N 13-5 / 2 青

326.01 : N 45KE 相

☆わが国の刑法理論の展開を記し、刑法思想の問題状況を整理している。

⑤『犯罪白書』

(法務総合研究所編／大蔵省印刷局)

青 相

☆ 刑法や犯罪学(刑事政策)を学習する際の必携書。わが国の犯罪に関する公式な統計集である。最近は、国際犯罪についてのデータも盛り込まれている。犯罪動向の分析、犯罪者(少年を含む)の処遇などに関する詳細なデータが示されているほか、ほぼ毎年、特定のテーマに関して特集も組まれている。

石井 光 [刑事政策]

①『そして、死刑は執行された』

(合田 士郎著／恒友出版／1987年)

326.41 : G 2-1-1 青

☆ 死刑囚の死刑執行までの様子が書かれている。

②『犯罪白書』

(法務総合研究所編／大蔵省印刷局)

青 相

☆ 犯罪や処遇の実際に近づくために不可欠。

③『犯罪報道の犯罪』

(浅野 健一著／学陽書房／1984)

070.15 : A 7-3 青

☆ マスコミの犯罪報道の問題点を書いている。

④『安楽死』

(長谷川 泉編集解説／至文堂／1974(現代のエスプリ 83))

490.15 : H 4-1 青

⑤『24人のビリー・ミリガン』

(ダニエル・キース著／早川書房／1992)

936 : K 1-1-1~2 青 相

☆ 多重人格者についての興味深いノン・フィクション。

江泉 芳信 [国際私法、法情報リテラシー]

①『国際私法講義（第3版）』

(溜池 良夫著／有斐閣／2005)

329.8 : T 2-1

☆国際私法全般の問題について論究した体系書。非常に有益な本であるが、判例・文献等の引用がないため、他との併用が必要になることもある。

②『国際私法（第3版）』

(山田 鎌一著／有斐閣／2004)

329.8 : Y 1-3

☆①と並んで、充実した内容を持つ体系書。詳細な中がっており、この本からスタートして自ら学習していくことができる。

③『国際私法概論（第4版）』

(木棚 照一、松岡 博、渡辺 惺之著／有斐閣／2005)

☆比較的コンパクトに国際私法の分野と国際民事訴訟法とを解説している。例題を取り入れるなど、入門書として使いやすい。「国際私法判例百選」、「涉外判例百選」、「国際私法の争点」と併せて利用するとよいだろう。

④『国際私法（第4版）』

(桜田 嘉章著／有斐閣／2005)

329.8 : S 4-1

☆コンパクトながら国際私法の発展の歴史にまでふれた入門書。

⑤『ポイント国際私法（総論）（各論）』

(道垣内 正人著／有斐閣／1999、2000)

329.8 : D 2-1,2

☆初学者にわかりやすいようにと工夫をこらしているが、独自の見解もあり、他の本と併せて読むとよい。

⑥『国際私法判例百選』

(有斐閣／2004)

329.8 : S 4-3

☆複雑で、学説の錯綜する国際私法の効果的な学習には判例の知識が必要となる。体系書あるいは入門書と判例を併用することで、理解が促進される。

⑦『国際私法の争点（新版）』

(有斐閣／1996)

329.8 : K 4-4.2

☆学説および判例の動向を示す。引用される参考文献も役立つ。

⑧『演習ノート国際私法（改訂第2版）』

(木棚 照一著／有斐閣／2001)

329.8：K 15-1.3

☆資格試験等の受験者が具体的課題を解くことで知識を再確認する際に役立つ。

大石 紘一郎 [政治学原論、政治過程論]

①『現代民主政と政治学』

(京極 純一著／岩波書店／1969)

310.4：K 2-1 青 相

☆エッセイ集。そこにある整理と洞察は鋭利。

②『政治』

(岡 義達著／岩波書店／1971 [岩波新書])

311：O 2-1 青

☆むずかしい。しかし政治に対する洞察と理論化は見事。

③『デモクラシーとは何か。』

(R. A. ダール著／中村 孝文訳／岩波書店／2001)

311：D 1-2 青 相

☆長デモクラシーについて考察。語ってきたアメリカ政治界の長老の近作。網羅的でよく整理されており、難しくない。しかし決してレベルが低いわけではない。

④『丸山真男集 全16巻、別巻1』

(岩波書店／1995～1997)

310.8：M 1-1：1～17 青 相

☆著者は、96年8月15日、自身の母の命日に他界。それは、彼が渾身をこめて分析しようとした天皇制国家崩壊の日でもあった。すべてが名文であるが、例えば久しく入手困難であった「政治の世界」(第5巻)などは、古典的ながら格好の政治(学)入門となろう。

⑤『The Image : Knowledge in life and society』

(Kenneth E. Boulding著／University of Michigan Press／1956)

110：B 6-4 青

☆イメージ理論の古典。エッセイ風で平易。しかし意味するところは深い。原書で読むことをすすめる。

⑥『めざせダウンング街10番地』

(ジェフリー・アーチャー・著／永井 淳訳／新潮文庫／1985) 933：AR 2-4 青短

☆現代デモクラシー発祥の地イギリスの社会と議会、政党人の活躍を生き活きと描く。

⑦『マンザナ、わが町』

(井上 ひさし著／集英社／1993)

912.6 : I5-2 青 相

☆第2次大戦中、砂漠の町マンザナの収容所に強制移住させられた日系移民達；“アメリカン・デモクラシー”の偽善を皮肉り、それを逆手にとる女達5人の会話は痛快。

⑧『大亀ガウディの海』

(田島 伸二著／透土社／1995)

☆地上100階の高層ビルにある「大自然水族館」からまんまと脱出した大海亀は、自然の海に帰ってきたが……。痛烈な皮肉と警鐘に満ちている。

(注：大石氏は2005年度在学研究中のため、本原稿は校閲を頂いておりません。)

大山 和寿 [民法Ⅱ、民事法基礎演習]

①『レポートの組み立て方』

(木下 是雄著／ちくま学芸文庫／1994)

816.5 : K3-2 青 相

☆論理的かつ理解しやすい文章を書く能力は、大学での学習に必要なだけでなく、ホワイトカラーとして働く際にも必須のものである。本書は、物理学者の著者が名著『理科系の作文技術』（中公新書、1981年）の内容をもとにし、論理的かつ理解しやすい文章の書き方（アイデアのはぐくみ方、レポート執筆のためにどう調査を進めていったらよいか等も触れられている）を文科系の学部生・社会人向けに解説したものである。なお、学生がレポートと称するものは、レポートとして求められているレベルに到底達していないことに留意して欲しい。

②『民法の聴きどころ』

(米倉 明著／成文堂／2003)

324.07 : Y1-2 青

324.07 : Y83MI 相

☆大学での学習方法は高校までの勉強のやり方と異なるけれども、そのことに気が付かず、学習成果をあげることにできない人が多い。本書は題名で民法と銘打っているけれども、むしろ法律学の学び方と称した方がよい内容を具体的に詳しく説明している。なお、この本の内容をダイジェストした、著者による講演が、青山法学論集46巻4号に掲載されている。同種の内容のもので定評のあるものとして、弥永真生『法律学習マニュアル』（有斐閣、第2版、2005年）がある。

③『ゼミナール民法入門』

(道垣 内弘人著／第3版／日本経済新聞社／2005)

324 : D1-1 : 3 青

☆本書は、民法の基礎的なことを丁寧に説明した入門書である。初学者のための入門書でありながら、法律問題の第一線で活躍する人にも応えるレベルを維持しつつ、初めて法を学ぶ読者にも民法の本質が分かるように、身近な例を用いながら、「何故そうになっているか」を日常の言葉で丁寧に説明している（「何故そうになっているか」を理

解する必要性については、本書「はしがき」を参照)。この本を用いて民法全体をひとつとおり勉強してから、より詳しい学習をすることを強くお勧めする。

④『法窓夜話』

(穂積 陳重著／岩波文庫／1980)

320.4 : H 17-3 青

☆本書は、古今東西の法律小話をもとにした著作である。法律の話にしては珍しく、面白おかしく読むことができながら、内容には非常に深いものがあり、是非一読をお勧めする。

⑤『法律文献学入門 法令・判例・文献の調べ方』

(西野 喜一著／成文堂／2002)

320.7 / N 4-1 青 相

☆ゼミでの報告を準備したり、レポート・卒論を執筆するためには、問題に関連する判例・学説について調査することが必要である。本書は、この調査の方法を分かりやすく説明したものであり、記述の量が適度であるだけでなく、内容も実地に法学文献を調査するのに適した方法を紹介しており、非常に優れた本である。なお、前述した、弥永真生『法律学習マニュアル』にも、文献調査の方法につき優れた記述がある。

小菌 康範 [健康医学]

①『国民衛生の動向』

(厚生統計協会編集・発行／毎年刊)

498 : K 06 : 0 短大

☆ 医学統計のカナメ。

②『糖尿病食事療法のための食品交換表 第5版』

(日本糖尿病学会編／文光堂／1993)

492.6 : N 1-1 : 5 青 相

☆ ダイエットのカナメ。

③『運動療法処方せん作成マニュアル』

(日本医師会編／日本醫事新報社／1996)

492.5 : N 1-1 青 相

☆ エクササイズのカナメ。

④『国の福祉にどこまで頼れるか』

(手塚 和彰著／中央公論社／1999)

364 / T 17-1 青 相

☆ 日本の医療福祉のデータ提示。

⑤『日本の医療：統制とバランス感覚』

(池上 直己、J.C.キャンベル著／中公新書／1996) 498.13：I 1-1 青

☆ 日本の医療の将来像への提言。

⑥『ゾウの時間ネズミの時間』

(本川 達雄著／中公新書／1992) 480.4：M 2-1 青 相

☆ 生物学のおもしろさ。

⑦『城砦』

(A.J.クローニン著／竹内 道之助訳／三笠書房／1972) 938：C 7-4：8 青

☆ 医学生のパイブル。

⑧『「ブッタとシッタカブッタ」三部作』

(小泉 吉宏／メディアファクトリー／1993、1994、1999)

159：K 27-1：1～3 青 相

☆ 心の問題を問うマンガ。

菊地 純一 [知的財産法Ⅲ、Ⅳ]

<各種試験、実務～知的財産法全般>

①『知的財産関係法令と実務』

(永井 義久、山本 晃司共著／日本法令／2004) 328.5：N 14-1 青

☆ この種の本は、きわめて多く発刊されている。どれを薦めたらよいのが困ってしまう。

著者の顔を知っているので取り上げてみた。

<入門書～知的財産法>

②『知的財産』

(渡邊 俊輔編著／東洋経済新報社／2002) 507.2：W 1-1 青

☆ 知的財産の技術評価、法的保護、会計処理、さらには、経営戦略、情報開示などの多面的な性質についてまとめた入門書である。ここから出発して、知的財産に関する法務課題を探究すると良い。

<研究～知的財産>

③『知的財産権の現代的課題』

(中山 信弘、小島 武司編集代表／信山社／1995)

☆近代の法的諸課題が23項目にまとめられている。もちろん、発刊後新たに生じた課題もあるが、研究にとりかかる入り口として一読を薦める。均等論、パブリシティの権利、不正競争防止法の周知性、知財の価値、類似意匠などの論点が整理されている。

<研究～知財評価>

④『アーリーステージ知財の価値評価と価格設定』

(R.ラズガイティス著、菊地 純一監訳／中央経済社／2004) 507.2 : R 1-1 青 相

☆豊富な実践的経験に基づいて、知財の創造・保護・活用・廃棄・再利用など、いわゆる、知的創造サイクルの中におけるアーリーステージの評価問題について解説している。

<趣味>

⑤『唯脳論』

(養老 孟司著／ちくま学芸文庫／2002)

491.371 : Y 6-3 青 相

☆法制度はもちろん、言語、意識、知財、心……あらゆるヒトの営みは「脳」に由来する「人工物」。そして、その「脳」は唯一人工物ではない、身体にたどり着く。私の腐った大腦をリハビリするには最適な本である。お勧めする。

Givens, S.B. [アメリカ法、法学・政治学演習]

①『Lucky Jim』

(Kingsley Amis)

823.9 : A 4-4 青 相

☆ Originally published in 1954, the funniest book ever written about academic life.

②『Thinly Disguised Autobiography』

(James Delingpole)

☆ The funniest book ever written about sex and drugs.

③『Love and Hunger』

(Julian Maclaren-Ross.)

☆ The funniest book ever written about the life of a door-to-door vacuum cleaner salesman.

許 末恵 【民法Ⅰ、Ⅴ】

授業科目に関係する本(参考書)は、それぞれの授業のときに紹介します。

私の担当科目(かつ研究テーマ)は親族法・相続法に関連していますが、この領域は近年「家族法」と呼ばれることが多くなっています。にもかかわらず、「家族」についての理論的検討もせず、あるいは先人の業績もふまえずに書かれた著作や論文(のようなもの)が最近は少なくありません。

皆さんは、先入観を持たずに真っ白な気持ちで勉強を始めてください。

①『現代家族法学』

(利谷 信義編／法律文化社／1999)

324.6 : T 4-2 青 相

☆ 家族に関する法システムの総合的検討をめざした意欲的な本。テーマごとに執筆者が異なっており、そのため、担当者ごとのばらつきが(いろいろな意味で)かなりある。そのばらつきは、「家族」に対するそれぞれの執筆者の姿勢を表しているものといえるが、「家族」という概念を無留保で使うことの問題性を表しているようにも思われる。記述の内容に細かい点で誤りが見られる部分もあるが、全体には影響ない。

②『親族法の総論的構造』

(沼 正也著／三和書房／初版1955)

☆ 沼正也教授の著作は、民法学界ではほとんど無視されている。好みもあろうが、民法学を勉強しようとする人は1冊くらい読んでおくとういと思う。批判するのもまず読んでから。初版刊行後50年以上が経過したために古いと感じられる部分もあるが、その理論の斬新さは今日もなお色あせていない。親族法・相続法の研究者の中には隠れ沼ファンも多く、民法の体系を考えてみたい人にもお勧め。ここにあげたのは、そのうちの代表的な1冊。

③『身分法の基礎理論—身分法及び身分関係—』

(中川 善之助著／河出書房／1939)

324.6 : N 1-12 青

☆ 家族制度(今では「家」制度という呼び方が一般化しているが)を採用した民法旧規定の制約のもとで、身分法の体系化と、個人の権利、特に女性と子どもの権利の保障をめざして書かれた記念碑的な論文集。中川理論の有効性も今日さまざまな点で批判されているが、いずれにしてもまず読んでみることで、その論文の書かれた時代的社会的背景を理解することが重要であろう。個人と共同体という観点からも読み直すことのできる、今なお興味深い著作である。

④『ドメスティック・バイオレンス』

(「夫(恋人)からの暴力」調査研究会／有斐閣／1998)

367 : O 10-1 青 相

☆ ドメスティック・ヴァイオレンスに関する本は今や花盛りの感があるが、その先駆となった著作。実態を知ることなくして法を語ることはできない。にもかかわらず、なおも男性にドメスティック・ヴァイオレンスへの認識の低いことが残念。

⑤『児童虐待の社会学』

(上野 加代子著／世界思想社／1996)

369.4 : UE 211 短 369.48 : U 1-1 青 相

☆ 今や児童虐待も最もポピュラーなテーマ。児童虐待に関する本もたくさんあるが、本書はコンテクトをふまえて児童虐待を論じている貴重な著作。児童虐待を虐待者個人の問題として片付けようとする安易な傾向に対し、警鐘を鳴らす。その議論は理論的で、説得力がある。モラル・パニックに陥って虐待親への制裁ばかりを考える法律家には耳が痛いだろう。そのせいか、本書を評価しない「専門家」も少なくないようだが、児童虐待を考えるときの必読の文献であり、ここでの問題提起をふまえない以上、虐待や家族の暴力の問題解決への道は遠いといえよう。

久保 茂樹 [行政法 I、II、行政と法]

①『行政法入門(第8版)』

(今村 成和著／有斐閣／2005)

323.9 : U 4-1 : 10 青

☆ 行政法を初めて学ぶ人に薦めたいコンパクトな教科書。「入門」となっているがレベルの高い名著である。藤田宙靖「行政法入門」(323.9 : F8-1)も、行政法の基本的な考え方が丁寧に説かれておりおススメ。

②『行政法総論講義(第4版)』

(芝池 義一著／有斐閣／2001)

323.9 : S 10-1-15 青

☆ 塩野宏「行政法 I」と相対する水準の高い行政法の教科書。

随所に鋭い指摘が見られる。本格的に行政法に取り組もうとする人に薦めたい。

③『行政の法システム(上・下)(新版)』

(阿部 泰隆著／有斐閣／1997)

323.9 : A 2-2 : 1-2 青 相

323.9 : A 2-2-2 青 相

☆ 従来の行政法の体系にとらわれず、法政策的な立場からいろいろなアイディアを提供する意欲作。国や自治体の今日的課題に関心のある人におススメ。

④『オットー・マイヤー行政法学の構造』

(塩野 宏著／有斐閣／1962)

323.9 : H 10-1 青

☆ 行政法の本格的な研究書は多数あるが、本書はその代表格といってよい。わが国の母法であるドイツ行政法学の歴史的構造的な特質を解明しようとしたもので、将来、研究者を目指そうとする人には、是非、読んでもらいたい本の一つである。

⑤『現代の法9・都市と法』

(岩村 正彦[ほか]編／岩波書店／1997)

320.8 : I 3-9 青 相

☆ 本書は、都市が抱える諸問題をさまざまな法分野から論ずるもので、行政法の見地からも関心の向けられるものである。都市環境の改善・保持に関心のある人に一読を勧めたい。

酒井 安行 [刑法Ⅰ、刑事訴訟法]

①『刑法マテリアルズ』

(西原 春夫[ほか]編／柏書房／1995)

326.1 : N 5-1 青

☆ 副題「資料で学ぶ刑法総論」。古今東西の法令、判例はもちろん、統計資料から名著のエッセンスまで、刑法を本格的に勉強する際の座右の書として最適。

②『犯罪と刑罰』

(ベッカリーア著／風早 八十二・二葉訳／岩波文庫／1959)

326-3 : B 1-1 青

☆ 近代刑法学の祖と呼ばれる著者による1764年の著作である。旧体制の恣意的で残酷な刑事法制を徹底的に告発し、大きな衝撃を与えた。

③『死ぬ瞬間』

(キューブラー・ロス著／川口 正吉訳／読売新聞社／1971)

145.9 : K 7-7 : 1 青 相

☆ 原著出版は1969年。法と生命、とくに安楽死、尊厳死等を考える際、精神科医として死にゆく患者やその周囲の人々を見つめてきた著者による「死ぬ瞬間」シリーズは必読書といえよう。本書はその第一弾である。

④『「子供」の誕生』

(アリエス著／杉山 光信・杉山 恵美子訳／みすず書房／1980)

367.3 : A 7-4 青 相

☆ 原著出版は1960年。少年の問題を考えると、子ども、家族、社会を歴史的に分析する本書の示唆するものは途方もなく大きい。古くて新しい書として、いま広範に読まれている。

⑤『理論刑法学の最前線』

(山口 厚・井田 良・佐伯 仁志共著／岩波書店／2001) 362.1 : Y 2-2 青

☆ 文字通り第一線の刑法学者3人が、刑法論の重要問題について1人が執筆、2人がコメントというスタイルで掘り下げて論じる。中・上級向け。

⑥『クローズアップ刑法総論』

(山口 厚編著／成文堂／2003)

326.1 : Y 2-4 青

326.1 : Y 2-4K 相

☆刑法総論の重要テーマにつき、山口教授及びその気鋭の門下生による最新作。1人が報告、4人で討論という形で徹底分析。上級者向き。

⑦『刑法と民法の対話』

(佐伯 仁志・道垣内 弘人共著／有斐閣／2001)

326 : S 17-1 青 相

☆刑法的アプローチと民法的アプローチの異同はどこにあるのか。2人の学者が本音で討論する。

⑧『えん罪入門』

(小田中 聡樹[ほか]編／日本評論社／2001)

☆えん罪ないしえん罪が疑われる事件を数多くとりあげ、そのメカニズム、防止策についてわかりやすくケースステディ。

⑨『少年法入門(第3版)』

(沢登 俊雄著／有斐閣／2005)

327.8 : S 3-2-4 青 相

☆少年法の第一人者による定評ある概説書。2001年施行の改正法をふまえて解説。

佐々木 高雄 [憲法Ⅰ、Ⅱ]

①『日本国憲法成立史 第1～4巻』

(佐藤 達夫著／有斐閣／1964、1965、第3・4巻＝佐藤 功補訂／1994)

323.12 : S 1-1-1～2 青 相

☆制憲作業に携わった者による客観的な憲法制定史。

②『日本国憲法制定の過程：連合国総司令部側の記録による1-2』

(高柳 賢三[ほか]編著／有斐閣／1972)

323.14 : N 5-1～2 青 相

☆本書副題の示すように、占領軍側の資料による制憲史。

③『憲法制定と変動の法理』

(新 正幸、鈴木 法日児編／本鐸社／1991)

320.4 : K 40-1 青

☆制憲史の解明を通じて得た知識を元にして記された良質の論文集。

④『法の窮極にあるもの』

(尾高 朝雄著／新版／有斐閣／1967)

321.1 : O 2-2 青 相

☆ 憲法は実定法秩序の最上位に位置すると考えられているが果たして本当にそうなのか。憲法以上のものはないのか、といった知的好奇心を満足させてくれる文獻。

⑤『ラートブルフ著作集 全10巻 別巻1』

(田中 耕太郎[ほか]訳／東京大学出版会／1960-1976)

320.88 : R 1-1-1~11 青

☆ われわれの現在の体制＝議会制民主主義を学ぶ前提として、価値相対主義を一度は覗いてみなければならない。とりわけ第4巻、実定法と自然法。

重田 晴生 [商法(保険法)、商法(海商法・航空法)、国際取引法 I]

①『ロイド保険証券の生成』

(加藤 由著作／春秋社／1953)

339.8 : K 1-16 青

☆ “ロイズを知らずして保険を語るなかれ”。保険の発祥として、また、今日世界最大の保険機構として君臨するロイズ (Lloyd's) の本格的史的研究書。やや古いの、木村栄一『ロイズ保険証券生成史』(海文堂／1979) (339.8 : K5-6) もあげておこう。本屋のぞけば、現在のロイズの実像について書かれた新刊の単行本も結構ある。

②『企業法と国際社会(第2版)』

(龍田 節著／有斐閣アルマ／1999)

325.2 : T 25-4 : 2 青 相

☆ 企業の活動は国際社会を舞台に行なわれる。とかくなじみにくい企業の法を我々日常生活にひきつけ、実に国際的な関わりの深いものであることを考えさせてくれる。B6サイズで200頁余と小粒ながら中味は実に豊かで興味深い。

③『保険法(第3版)』

(西島 梅治著／悠々社／1998)

320.8 : G 4-26 青

☆ 今日でもなお最も定評のある保険法大系書としていい大森忠夫『保険法』(有斐閣、1985) (320.8 : Y1-1 : 31-2) と並び信頼に値する名著。多少読み応えがあるが、ぜひ、チャレンジ！

④『保険法』

(山下 友信著／有斐閣／2005)

325.4 : Y 2-2 青

☆ 商法[保険法]講義のテキスト『保険法(第2版)』(有斐閣アルマ 2004)の編著者である山下友信教授による保険契約法の総論的体系書。損害保険と人保険に関する重要判例、学説が新しいところまで織り込まれている。さすが700頁の体系書となれば中身もずっしりと重い。

⑤『海上リスクマネジメント』

(藤沢 順ほか／成山堂／2003)

339.8:F 8-1 青

☆損保の実務家3名が、商社、船会社、損保会社、メーカーなど国際貿易に関わるものにとって必要不可欠な海上におけるリスクマネジメントについて実務家、学生向けに解説した書。貨物海上保険、船舶保険、P&I保険、国際運送といった“海の匂い”のする伝統の世界が、豊富な統計資料、写真とともに生き生きと描き出されている。

⑥『ヴェニスの商人』

(シェークスピア、小田島 雄志訳：白水ブックス／福田 恒存訳：新潮文庫) 932.3:S 1-81-14 青 相

☆ご存知シェークスピアの有名な作品の一つ。今日在る保険、海商、会社などの法制度は遠く中世の地中海貿易の中から生まれた。“冒険航海時代”に思いを馳せて、もう一度読み返してみよう。

⑦『英米法』

(望月 礼二郎著／青林書院／1998)

322.933:M 6-214 青 相 短

☆国際取引、海事法、航空法、保険法といった法分野の学習には英米法の知識が欠かせない。類書は多いが、「私法」の内容の充実という点では本書がいちばん。

申 恵丰 [国際法 I]

①『国際法から世界を見る — 市民のための国際法入門 (第2版) 』

(松井 芳郎著／東信堂／2005)

329:M 13-1:2 青

329:MA 77K:2004 相

②『国際法 — はじめて学ぶ人のための』

(大沼 保昭著／東信堂／2005)

③『国際法(新版)』

(山本 草二著／有斐閣／1994)

329:Y 5-4-2 青 相

☆現実に生じる国際紛争や事件のさまざまな局面において、どのような国際法の枠組みがあるか、そしてそれがどのようにして各国の国内法制と接点をもって国内で実現されていくか、という観点から詳細に検討した、実務にも役立つテキスト。国際法の一般書として現在日本で最高峰と目されているもの。決してとっつきやすくないが、外交官試験などをを目指す人は是非折りにふれてひもとき、関連箇所を参照して、個々の問題領域で実定国際法の規律がどこまで及んでいるか確認してほしい。

<国際政治史>

④『国際政治史』

(岡 義武著／岩波書店／1955[絶版なので、図書館で探すこと]) 319:06-1 青

☆ ヨーロッパにおける国際社会の成立から第二次大戦後に至るまでの展開を論じた古典的名著。外交史のみならず、それに還元されない国内・国際社会の根底的な変化の諸面をも随所に織り込んでいる。外交官志望者はじめ、近代史を深く理解しようとする人は必読。

<政治・社会思想>

⑤『近代国家における自由』

(ハロルド・ラスキ著／飯坂 良明訳／岩波文庫／1974)

313.19:L1-1-2 青

☆ 原著は、戦周期の1930年。人間の自由が保たれるための条件、及び逆に国家権力がはらむ危険について論じ、自由と平和の密接な関係を強調する。「権力の生命は、命令する力ではなく、納得させる力にある」「個人人格の究極的孤立こそは、およそ正当なる政治理論の出発点である」など、法学・政治学全般にかかわる基本的な原理も見出される。

⑥『デモクラシーの本質と価値』

(ハンス・ケルゼン著／西島 芳二訳／岩波文庫／1948) 309.1:K1-1 青 相

☆ ケルゼンは、法哲学、国法学、国際法など多くの分野で業績を残した今世紀の巨頭であるが、ここでは政治思想に関するものを一つ。ケルゼンは、人間の認識が到達できるのは相対的な真理のみであるという考えから、そのような相対主義の政治的表現として、他者の批判の余地を常に認める民主主義を導く。「精神的自由を求め、奇跡と独断から解放せられ、人間の知性と批判的懐疑に基盤をおく科学の存在を支持するのは、政治的には民主主義に味方する」。これほど明快で権威のある民主主義擁護の言は他に知らない。

住吉 雅美 [法哲学、法思想史]

*専門書を料理の材料とすれば、その下ごしらえに役立つ本を集めてみました。

①『共生への冒険』

(井上 達夫・名和田 是彦・桂木 隆夫著／毎日新聞社／1992)

304:131-1 青

☆多数派が少数派を押し潰す現代民主主義社会。多様なライフスタイルや主張の持ち主たちが、闘争しあいながらも共に生きうる社会をつくるにはどうしたらよいのか。現代法哲学の議論の焦点。

②『憲法と平和を問いなおす』

(長谷部 恭男著／ちくま新書／2004)

304 : E 6-1 青 相

☆昨今の改憲論議に欠けているものは「何のための憲法典か」という視点である。平和と憲法との関係を丹念にときあかす。

③『法の考え方と用い方』

(田中 成明著／大蔵省印刷局／1990)

321 : T 26-2 青 相

☆法は自由の敵ではなく、我々の自由な活動を支援してくれる面をもつ。現代法の様々な機能をわかりやすく教えてくれる。

④『個人／個人を超えるもの』

(花崎 皋平著／岩波書店／1996)

321.1 : H 11-1 青

☆情報の洪水の中、今「個人」が揺らいでいる。少数・先住民族の自然観、ジェンダー、ケアの倫理、エコロジー、ボランティアなどの実践から、21世紀の私たちの生き方のヒントを探る。

⑤『哲学ってどんなこと？』

(トマス・ネーゲル著／昭和堂／1993)

104 : N 1-2 青 相

☆哲学は思考が命。「哲学的な思考」とはどのようなものを学ぶための、最短にして最良の入門書。

⑥『夜と霧』

(V. E. フランクル著／みすず書房／1956)

140.4 : 4 青 相

☆理性が人類に犯させた極限悪。しかしそこから人間自身を救うのも理性である。人間に関する学問を志す人々が直視しなければならない事実。

⑦『オリエンタリズム』

(E. W. サイド著／平凡社ライブラリー／1993)

220 : S 1-1-1~2 青

☆ヨーロッパ人は、自らの優越性を主張するために、「オリエンタリズム」という理論と実践をつくりだした。他者を「理解する」ということは、当の他者の「他性」を殺すことである。

⑧『ブリッジブック法哲学』

(長谷川 晃・角田 猛之編、住吉 雅美・ほか共著／信山社／2004)

321 : M 26-1 青 相

☆手前味噌で恐縮ですが、「法哲学」の重要課題を親しみやすく論じており、ビギナーにとっては、日常生活から「法哲学」の世界への、文字通り《架け橋》となる一冊。

⑨『日本社会で生きるということ』

(阿部 謹也著／朝日新聞社／1999)

361.6 : A 12-2 青 相

☆ 我々をやんわり拘束する「ふつう」の一種に、「世間」という言葉がある。個人主義や人権思想を滔々と論ずる学者先生でさえも、実はこの「世間」によってがんじがらめにされているのだ。「公共性」をめざす法学を学ぶ前に、私たち一人ひとりにまわりついてくる偏向し激んだ空気の正体を検証しよう。

⑩『くるい きちがい考』

(なだ いなだ著／ちくま文庫／1986[1978])

☆ 現代の、この一見限りなく自由にみえる世界の中で、「私は私」といいながら、「ふつうのものさし」とらわれて生きる人がいかに多いことか。「クルッテイル」という言葉を生むのは「平均」「ふつう」という得体の知れないものである。法哲学はこの「ふつう」と果敢に戦います。

関 英昭 [商法 (会社法)]

①『会社法詳論上・下』

(田中 誠二著／勁草書房／1993)

325.2 : T 1-14-4-1~2 青 相

☆ 入門書を読んだあとに、更に詳しく勉強したい人に最適。学説・判例が詳しく説明されている。

②『現代企業法講座 全5巻』

(服部 栄之、竹内 昭夫、龍田 節編／有斐閣／1984)

328.335 : T 2-3-1~5 青 相

☆ 商法を企業法の視点からみて、重要問題を個別的に論述している。手形小切手法も有価証券として扱っている。

③『逐条判例会社法全書 全5巻』

(菅原 菊志他編／商事法務研究会／1972~1974) 325.2 : H 1-7-1~5 青

☆ 会社法の条文ごとに重要判例を体系的に紹介したもの。教科書と異なり、各条文でどんな争いが生じているかが明かとなる。(版は古いが、利用価値は失っていない)

④『日本の企業システム 全4巻』

(伊丹 敬之他編／有斐閣／1993)

335.21 : I 19-2-1~4 青 相

☆ 企業とは何かを広くとらえたもの。主として経済学・経営学の立場から、日本の企業の実態をみながら論述している。

⑤『株式会社変遷論』

(大隈 健一郎著／新版／有斐閣／1978)

325.24 : 0 2-1-2 青

☆株式会社法の変遷を通じて、株式会社の構造が変化していることを論述。会社法を勉強する場合の必読書。

⑥『昭和商法学史』

(倉沢 康一郎・奥島 孝康編／日本評論社／1996)

320.4 : 1 22-1 青

☆商法は他の法律に比べて改正が多い。そのうち昭和時代の重要改正をとりあげ、解説したものである。基本項目についての解説もあり、商法全体の改正の動向を知る上で大変便利。

台 豊

〔社会保障法、英語文献講読〕

①『はじめての社会保障 福祉を学ぶ人へ（第3版）』

(棕野 美智子、田中 耕太郎著／有斐閣アルマ／2005)

364 : MU 28H / 2005 青 相

☆社会福祉を専攻する学生を念頭に書かれたものですが、複雑な社会保障制度について初学者にわかりやすく、しかもくわしく説明したものとして、この本の右に出るものはありません。入門書の決定版です。

②『考える技術・書く技術』

(板坂 元著／講談社学術新書／1973)

816 : 18-4-2 青 相

☆読書、発想、説得など、学ぶ者が身につけるべきスキルを語りつつ、果ては考える者・書く者の態度と責任に話が及びます。8割は技術の書として、2割は心構えと雑学の書として、早いうちに読んでおくの良い本です。

③『後世への最大遺物(改版)』

(内村 鑑三著／岩波文庫／1983)

194 : U 2-2 相

☆「日本人お互いに今要するものは何であるか。本が足りないのでしょうか、金がないのでしょうか、あるいは事業が不足なのでありましょうか。……けれども、私が考えてみると、今日第一の欠乏は Life (ライフ) 生命の欠乏であります。」(本文より)。「食べて、働いて(勉強して)、寝る」大事な自分の一生をそれで終わらせたくない人には、価値のある一冊です。

谷原 修身

〔経済法〕

①『経済刑法』

(芝原 邦爾著／岩波新書／2000)

326.83 : S 1-1 青 相

☆現代社会における経済犯罪を規制するために法的規制のあり方を指摘している。

②『独占禁止法の解説(5訂版)』

(谷原 修身著／一橋出版／2005)

328.1 : T 11-2-5 青 相

☆「独占禁止法」を平易に解説した入門書。

③『現代独占禁止法要論(6訂版)』

(谷原 修身著／中央経済社／2005)

328.1 : T 11-1-6 青 相

☆「独占禁止法」の制定背景から解き起こした概説書。

④『独占禁止法—いま問われる運用の真価(第2版)』

(谷原 修身著／中央経済社／2001)

335.57 : T 3-1-2 青 相

☆「独占禁止法」を現代の諸問題に焦点を向けて平易に解説した概説書。

⑤『独占禁止法』

(村上 政博著／岩波新書／2005)

335.57 : M 3-1 青 相

☆ 独占禁止法の現代的な意義を解く概説書。

土橋 正 [商法(手形、小切手)、証券取引法]

①『手形法小切手法』

(木内 宣彦著／第2版／勁草書房／1982／[企業法学3])

325.61 : K 5-7-2 相

☆ 手形学説について、伝統的な契約説の立場から説明したもの。

②『手形法・小切手法入門』

(前田 庸著／有斐閣／1983)

325.61 : M 13-7 青 相

☆ 移転行為誘因論の代表的著作。

③『最新手形法小切手法』

(田辺 光政著／改訂版／中央経済社／1992)

325.64 : T 11-1-2 青

☆ 法外観理論に基づく最新のもの。

④『手形法・小切手法』

(田中 誠二著／新版／千倉書房／1955)

325.61 : T 5-2 青

☆ 修正発行説の立場から説明したもの。

⑤『通説手形・小切手法』

(堀口 宣著／三省堂／1991)

325.6 : H 3-1 青

☆ 通説の立場を修得するには最適。

⑥『手形・小切手法30講』

(土橋 正[ほか]著／青林書院／1991[論点法律学])

325.6 : D 1-1 青

☆ 手形学説を主要な5つの立場から説明したもので、学説の整理に最適。

中村 芳昭 [税法、市民生活と税法]

①『租税法〔第10版〕』

(金子 宏著／弘文堂／2005)

328.1 : K 12-1/12 青

☆ わが国の税法体系書として現在出版されているものの中で最も詳しいもの。最高裁の判例を中心に丹念に税法判例が引用されており、高い水準の税法テキストの一つ。

②『税法学原論〔第5版〕』

(北野 弘久著／青林書院／2003)

345.12 : K169Z : 2003 相

328.1 : K 5-9 : 5 青

☆ 日本国憲法秩序に最も適合する税法の実践的基礎理論の構築という観点から著された個性的な税法総論のテキスト。

③『納税者基本権論の展開』

(北野 弘久著／三省堂／1992)

345.1 : K 5-3 青 相

☆ 租税の歳入面と歳出面とを統合した現代的租税概念を前提として納税者という法的地位に基づくさまざまな自由権や社会権等の集成的権利として「納税者基本権」を提唱し、これによって違憲・違法な歳出や不公平税制等に対する納税者の法的関与の可能性を追究したもの。

④『先進諸国の納税者権利憲章—わが国税務行政手続の課題〔第2版〕』

(石村 耕治著／中央経済社／1996)

345.1 : 13-4 青

☆ わが国の税務行政における納税者権の現状を比較法的に明らかにするため、この分野における先進諸国の納税者権利憲章ないし納税者権利保障法の動向を紹介・検討したもの。

⑤『要説 地方税のしくみと法』

(碓井 光明著／学陽書房／2001)

349.5 : U1-1 青

☆ 現代地方税に関する体系書。地方税の主要な税目についてその概要とともに法理論的論点にも触れている。

⑥『財政法〔新版〕』

(杉村 章三郎著／有斐閣・法律学全集10／1982) 320.8 : Y 1-1-10-2 青 相

☆ 税法を除いた狭義の財政法の代表的な体系書。現代における納税者意識の高まりとともに税法も含めた広義の財政法という視点から税法問題や納税者の権利問題を考える必要性が強くなっており、また租税特別措置にみられるように財政における伝統的な区分である歳入と歳出とが相対化する現象が起っており、この意味から狭義の財政法についても十分な理解が必要であるが、本書はそのための必読書。

⑦『日本税制報告書 第1巻～4巻』

(シャウブ使節団著／GHQ／1949) 345.21 : S 2-1-1～4 青 相

☆ 「シャウブ税制」と呼ばれる、第二次大戦後に導入されたわが国の税制の基礎となる詳しい提言を述べた基本的文献で、わが国の現行税制に関する基礎的研究には必要不可欠なもの。オリジナルの報告書以外に、例えば福田幸弘監修『シャウブ税制勸告』（霞出版／1985）等がその後出版されているので、それらを利用できる。

⑧『租税法演習ノート・租税法を楽しむ楽しむ21問』

(佐藤 英明著／弘文堂／2005)

☆ 『よくわかる租税法入門(第2版)』（三木義一著／有斐閣／2003）

『税理士・春香の事件簿』（三木義一著／清文社／2001）

これらは難しい税法に関するやわらかい入門書。

夏目 博明 [コミュニケーション&リーディング]

①『Dictionary of Phrase and Fable』

(E. C. Brewer著／Cassell社／1870年) 423.1 : B 7-2-2 青

☆ 読んで楽しい、だからといって程度が低いわけではないレファレンスブック。粋な下世話さを身上とする本で、効率より「無駄」を愛する粋人たちに読み継がれていく本です。

②『フィネガンズ・ウェイク1～4』

(ジェイムズ・ジョイス著／柳瀬 尚紀訳／河出書房新社／1991～1993)

933.3 : J 5-1～2 青 相

☆ 20世紀文学の極み、翻訳不可能とされる本の翻訳。

③『術語集』

(中村 雄二郎著／岩波書店)

104 : N 2-14 青

☆ 古典的な本ではありませんが、現代思想の一端に触れるための本です。分かりやすく書かれています。

*この他、これまで歴史のなかで読み継がれてきた古典を読むことが大切です。10年後にはもう誰も読まないような本を読んで時間を浪費してはいけません。

西澤 宗英 [民事訴訟法 I、フランス法、法学入門、裁判と法]

①『実体法と訴訟法』

(兼子 一著／有斐閣／1965)

327.2 : K 1-2 青

☆ 民事訴訟法の基礎理論について、ひとつの歴史を作った本

②『民事訴訟法の基礎理論』

(伊東 乾著／日本評論社／1972)

327.2 : I 8-5 青

☆ 「既判力」、「訴訟物」について理解を深めるとともに、「ものの考え方」を味わえる本。

③『弁論主義』

(伊東 乾著／日本評論社／1975)

327.22 : I 8-2 青

☆ 「弁論主義」について理解を深めるとともに、やはり「ものの考え方」を味わえる本。

④『民事模擬裁判のすすめ』

(小島 武司・加藤 新太郎・那須 弘平(編)／有斐閣／1988) 327.2 : K 16-1 青 相

☆ 典型的な民事事件を課題にして、民事訴訟手続きの具体的な流れをつかむことができる本。

⑤『民事裁判入門』

(中野 貞一郎著／有斐閣／2005)

327.2 : N 13-11 青

☆ 広い意味での民事訴訟の全体を見渡すことのできる入門書。

⑥『法学の基礎』

(団藤 重光著／有斐閣／1996)

321 : D 2-1 青 相

☆ 法学部に入ったら、卒業までに1度は必ず読んでほしい本。

⑦『概説フランス法（上・下）』

（山口 俊夫著／東京大学出版会／上（1978）下（2004）） 322.935：Y 3-3：1 青 相
322.935：Y 3-3：2 青 相

☆フランス法の本格的体系書。

⑧『フランス法（第2版）』

（滝澤 正著／三省堂／1997） 322.935：T 1-1 青 相

☆フランス法のコンパクトな教科書。

原口 健治 【ドイツ語初級、中級】

①『戦後ドイツ—その知的歴史—』

（三島 憲一著／岩波新書／1991） 234.075：M 3-1 青 相

☆ 現代ドイツを考えるための基礎として。

②『廃虚をさまよう人びと—戦後ドイツの知的原風景—』

（山口 知三著／人文書院／1996） 234.075：Y 2-1 青 相

☆ 第2次世界大戦終結後数年の、ドイツの未来をめぐる知識人達の論争。特にトーマス・マンら亡命文学者といわゆる「国内亡命」派との間の亀裂。

③『イェルサレムのアイヒマン』

（ハンナ・アーレント著／大久保 和郎訳／みすず書房／1994）

316.88：A 1-2 青

☆ ナチスドイツにおけるユダヤ人大虐殺（ホロコースト）の主要な責任者の一人として、イスラエルで裁判を受け、処刑されたアイヒマン。アーレントはこの裁判の考察を通して、ホロコーストという途方もない犯罪の遂行者の人間像を、一つの典型として鋭く描き出す。そこに我々は、巨大な悪とつりあう巨大な悪人ではなく、どこにでもいる卑小な、「陳腐な」人間しか見いだせないことに慄然とする。ホロコーストの問題、特にその倫理的な側面を深く考えたい人に。決して読みやすい本ではないけれど。

④『ナチスドイツ—ある近代の社会史』

（デートレフ・ポイカート著／木村 靖二、山本 秀行訳／三元社／1991）

234.074：P 1-1 青 相

☆ 本の帯の文句を借りれば、「ナチ支配下の普通の人びとの日常を明らかにした下からの社会史」。

⑤『ことばと国家』

(田中 克彦著／岩波新書／1981)

801 : T 2-4 青 相

☆ ことばと権力、差別の問題を考える。

⑥『戦後責任論』

(高橋 哲哉著／講談社／1999)

210.76 : T 9-1 青 相

☆ アジア諸国と日本の関係に今なお深刻な影を落とす戦争責任の問題を、「戦後」の日本人がどのように引き受けることができるか、引き受けるべきであるのかを考える手掛りとして。日本のネオナショナリズムに対する批判的立場から。

⑦『敗北を抱きしめて』(上、下)

(ジョン・ダワー著／岩波書店／2001)

210.76 : D 1-1、-2 青 相

☆ 「敗北」(＝敗戦)という現実を当時の日本人はどのように体験したか、その矛盾にみちた体験が繊細に描き出される。現代日本の(その光と影すべての)原点がこの「敗北」にあることを深く認識させてくれる。

平松 純 [西洋法史学、外国法入門、環境法]

①『法における常識』

(P. G. ヴィノグラドフ著／末延 三次、伊藤 正巳訳／岩波文庫／1972)

321 : V 1-4 青 相

☆ イギリス法(英米法)の基本的精神をやさしく説明している。ほとんどの国で翻訳されており、法学文献としては世界で最もよく読まれている古典。

②『ヨーロッパとは何か』

(増田 四郎著／岩波新書／1967)

230 : M 3-8 青 相

☆ 法学の文献ではないが、ヨーロッパ形成の精神の根底を論ずる入門書として、西洋法の歴史を勉強する際にも必須の名著。

③『ボワソナアド』

(大久保 康甫著／岩波新書／1977)

289.3 : B 5-2 青

☆ 日本近代法の父といわれるフランス人ボワソナアドの法思想と明治初期における日本での活躍と陰を物語風に紹介、日本近代法の形成のあり方を論ずるに必須の文献。

④『法学史』

(碧海 純一[ほか]編／東京大学出版会／1976)

321.2 : A 6-3 青 相

☆ 法学を学ぶものにとって、法学の歴史を知することは大事なこと。法学や法の世界がどのように発展してきたか、欧米における法学と法の展開を理解するに有効な文献。

⑤『日本人の法観念：西洋的観念との比較』

(大木 雅夫著／東京大学出版会／1983)

321.2：0 4-5 青 相

☆ 法意識、法文化という観点から、東洋・日本と西洋の比較を論じたもので、西洋における法発展、東洋・日本における法のあり方を勉強するに基本的な文献。

⑥『アメリカ法入門』

(伊藤 正巳・木下 毅著／日本評論社／1984)

322.953：1 7-2-2 青 相

☆ アメリカ法の形成や特徴、および法律家についての入門書として、イギリス法とアメリカ法の関係など英米法の基礎的理解にも有効。

⑦『英米の司法－裁判所・法律家』

(田中 英夫著／東京大学出版会／1973)

327.93：T 3-2 青 相

☆ 英米の裁判所や法律家の養成に重点を置いた英米法の概説書。大部の書であるが、英米法・英米法史の学習にとって、不可欠の基礎的かつ辞書的な文献。

⑧『環境問題への誘い』

(北山 雅昭／平松 紘[ほか]著／学文社／2000)

519：K 7-1 青

☆ 2002年度から開講の環境法に関する参考文献は多様であるので、さしあたり1冊を挙げておく。

⑨『菊と刀』

(ルース・ベネディクト著／現代教養文庫／1967)

302.1：B 1-4 青 相

☆ 日本社会・日本人を論じた古典。日本文化への墓碑銘として批判も多いが、私たちの内在を識るに不可欠の書。

⑩『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』

(マックス・ヴェーバー著／大塚 久雄訳／岩波書店・文庫もあり／1988[原著は1920])

331.585：W 4-4 青 相

☆ 資本主義社会の発生を論じた古典。不朽の名著であるが最近忘れられつつあるのは残念。法学を含む社会科学を学ぶに不可欠の書。

(編者注：平松教授は、2005年10月にご逝去されました。ここに深く哀悼の意を表します。)

廣瀬 久允 [キリスト教概論]

3

読書のススメ

①『ツァラトゥーストラはこう言った』

(ニーチェ著／岩波書店／1967-70)

134.922 : N 1-6-1~2 青 相

☆ 神の死を克服して生きるための必読の書。

②『ユング自伝』

(ユング著／みすず書房／1972-73)

289.3 : J 8-8-1~2 青 相

☆ 分析心理学創設者の生涯の回想録。

③『アブラハムの生涯』

(森 有正著／日本基督教団出版局／1980)

193.21 : M 6-2 青 相

☆ 日本が生んだ世界的思想家の平易な講演。

④『宣告〔上・下〕』

(加賀 乙彦著／新潮社／1979)

913.7 : K 21-7-1~2 青 相

☆ 死刑囚の入信を扱った圧巻小説。

⑤『蛇と虹』

(W. ディヴィス著／田中 昌太郎訳／草思社／1988)

389.593 : D 1-1 青 相

☆ ヴードゥー教の解明に携る人類学者の記録。

⑥『ローマ人の物語』

(塩野 七生著／新潮社)

232 : S 2-1-1 : 1~8 青 相

☆ 壮大な大河歴史物語。

⑦『豊饒の海』

(三島 由紀夫著／三島由紀夫全集18巻、19巻／新潮社／1973)

918.6 : M 7-5-18、19 青

☆ 仏教、神道、日本精神をより深く理解するために。

Fukuda, E. Suzy. [オーラル・イングリッシュ、イングリッシュ・ワークショップ]

① 『The Language Instinct』

(Pinker, Steven/New York, NY: William Morrow/1994)

400 : P 1-1 青 相

☆ Ever wonder how language works, how young children can learn it so easily, but why you, as young adults, have to struggle to learn a new language? As usual, even the most simple questions turn out to be not that simple. However, Steven Pinker manages to give explanations for many of these not-so-simple questions about language which can be easily understood by everyone.

② 『Tuesdays with Morrie: An Old Man, a Young Man and Life's Greatest Lesson』

(Albom, Mitch/New York, NY: Doubleday/1997) 378.1 : A 1-1 青

☆ This is indeed a great book to read! Take a day off from your studies and learn about lessons in living. Tuesdays with Morrie is a deeply moving story about everlasting friendship, enlightenment and the pleasures of life. Mitch Albom shares his experiences and the lessons he learned from his dear friend and mentor, Morrie Schwartz.

An essential simply written guide for understanding the world's complexities and living life to its fullest.

③ 『Patterns in the Mind: Language and Human Nature』

(Jackendoff, Ray/New York, NY: Basic Books/1995)

401.9 : J 2-1 青 相

☆ This is a very readable well-organized book which introduces the basic concepts of language. It's quite surprising how little we know about something we use everyday. Ray Jackendoff proposes that language is fundamentally an innate, perhaps even genetic, property of the brain. Language acquisition, he argues, depends on a universal mental grammar—a set of unconscious grammatical principles that guide the organization, production, and reception of human speech. It really touches upon everything you wanted to know about language, but were afraid to ask.

藤川 久昭 [雇用関係法、公務員労働法、法学入門、労働と法、法情報リテラシー]

3

読書のススメ

<各種試験、実務～労働法全般>

①『労働法』

(菅野 和夫著／第7版／弘文堂[法律学講座双書]／2005)

328.6 : S 9-1-7-5 青

☆ 労働法学において最も信頼できる体系書で、各種資格試験受験の必携の書でありかつ労働法の問題を検討する場合に必ず参照すべき「労働法辞典」です。英語版“Japanese Labor Law”も出版されています。

<入門書～雇用関係法>

②『雇用関係法』

(山川 隆一著／第2版／新世社／1999)

328.6 : Y 7-2-2 青

☆ 比較的短い時間で労働法の全体像を捉えることができるとともに、記述も平易であるという意味で「入門書」にしましたが、内容は筆者の独自の(しかも鋭い)見解が豊富にちりばめられた、水準の高いものになっています。

<研究～労使関係法>

③『労働法における個人と集団』

(西谷 敏著／有斐閣／1992)

328.6 : N 15-1 青

☆ 集団の労働法においてパラダイム転換を志向する本格的理論書です。労働法研究を志す人には是非一読を勧めます。

<研究～雇用政策法>

④『雇用政策の経済分析』

(猪木 武徳・大竹 文雄編／東京大学出版会／2001) 918.6 : R 3-1-3 青

☆ 労働法は法政策的課題の多い分野です。労働法政策の経済理論による検証が不可欠な今、待望の書の一つです。

<趣味>

⑤『影武者徳川家康』(上)(中)(下)

(隆 慶一郎著／新潮文庫／1993)

918.6 : R 3-1-3 青

☆ 伝奇的性格が強いといわれる隆作品。しかし、各種資料・情報に依拠しつつ、それらを、広大な構想によって「料理」してゆく見事さにはただただ感服するばかりであります。私も法律学の研究者としてかくありたいと念じるばかりです……(嘆)。

〈一般向け啓蒙書〉

①『著作権の考え方』

(岡本 薫著／岩波新書／2003)

021.2 : 0 2-3 青
021.2 : 0 42C 相

☆著作権法制度を分かりやすく解説した一般人向けの書であり、著作権法がどのようにして作られるかを舞台裏から興味深く紐解いている批判の書である。

〈入門書〉

②『著作権法』

(斉藤 博著／第2版／有斐閣／2004)

328.5 : S 2-4 : 2 青
021.2 : SA 25C : 2004 相

☆著作権法学会の会長であり、長年、著作権法関連の審議会委員を務めた著者がその著作権法に関する知見のエッセンスをまとめた良書であり、一般人にも分かりやすく書かれた入門書であるとともに、筆者の独自の見解が豊富にちりばめられた水準の高い解説書でもある。

③『著作権法概説』

(半田 正夫著／第12版／法学書院／2005)

328.5 : H 3-1 : 12 青

☆長年、著作権法関連の審議会委員を務めた著者が、著作者に強い保護を与えるために、著作者の権利を一元的に捉えるというわが国では独自の理論を提唱する良書であり、入門書というよりも、研究書に近い水準の高い一冊である。

〈研究書〉

④『著作権法概説』

(田村 善之著／第2版／有斐閣／2002)

328.5 : T 8-3 : 2 青 相

☆40歳代前半の著者が精力的にまとめた解説書であり、著作権法学会に多大な影響を与えている研究書でもある。今後、著作権法の分野で通説的見解を形成する意欲的な著作である。

⑤『著作権法逐条講義』

(加戸 守行著／4訂新版／著作権情報センター／2003) 021 : KA 2 : 2 短

☆昭和45年に著作権法が大改正された時に、文化庁著作権課の課長として改正条文の起草に携わった著者が著作権法の各条項を解説したもので、いわば現行著作権法の立法者意思をまとめたコンメンタールである。

〈趣味〉

⑥ 「いきいきと生きよ」

(手塚 富雄／講談社現代新書／1968)

☆著者がゲーテの言葉を通して人生を語った書であり、現代人が時として無気力あるいは無為になりそうな時に、ちょっと立ち止まって一読するには最適の書である。

室住 信子 [コミュニケーション&リーディングⅠ、Ⅱ]

① 『The Unexpected Universe』

(Loren Riseley/Pecican Books)

② 『Unweaving The Rainbow』

(Richard Dawkins/Pecican Books)

☆ペーパーバックス、特にペリカンのシリーズは学生さんにお薦めの宝の山だと思います。色とりどりの中からあなたの道を照らしてくれる一冊を見つけてください。

Mennim, Paul [オーラルイングリッシュⅠ、Ⅱ、Ⅲ]

① 『The Consolations of Philosophy』

(De Botton, Alain/London: Penguin Books/2001) 101 : D 3-1 青

☆We are aware of the fields of applied mathematics and applied linguistics - where theoretical principles are utilized to solve a real existing problem. A book called The Consolations of Philosophy by Alain de Botton might well be considered as a good introduction to applied philosophy. Not only does it answer the question 'Why is philosophy relevant to the world today?' but, perhaps more importantly, it is also a manual that we can use to explore and address some of the real problems that dog us all in our daily lives. De Botton uses the ideas of the philosophers Socrates, Epicurus, Seneca, Montaigne, Schopenhauer and Nietzsche. Through their philosophies we focus on such nuisances as: lack of money, the pain of love, inadequacy, anxiety, the fear of failure and the pressure to conform. An insightful book, which is humorously written.

② 『Language learning strategies: What every teacher should know.』

(Oxford, R./Boston: Heinle & Heinle/1990)

418 : O 1-2 青

☆As a language teacher I am often approached by students with the question: What can I do to improve my English? This question is a difficult one - not so much because I cannot give suggestions - the problem is more along the lines of 'Where do I start?' Language learning represents such a complicated set of skills to acquire that no quick answer, no matter how well rehearsed, will be substantive enough to address the myriad aspects of second language acquisition and to connect them to my students' own individual needs and preference in the way that they learn. Fortunately, a fantastic book for language learning strategies appeared in 1990. Rebecca Oxford has compiled a list of strategies and recommendations so that students might address all aspects of language learning. She includes tricks to remember vocabulary, ways to improve pronunciation, hints to understand grammar and how to organize your learning in general. The list goes on and on and although the book is originally intended for teachers, students can easily understand the advice and suggestions presented in it.

③ 『The Curious Incident of the Dog in the Night-Time.』

(Haddon. Mark/London:Doubleday/2003)

☆Mark Haddon started out as a children's author, but with this novel he attracted a huge adult audience. Christopher, the 15-year-old narrator this novel, discovers his neighbor's dog dead in its garden. The dog has been killed by person or persons unknown and Christopher is unjustly accused of the killing. He sets out to become a Sherlock Holmes and solve the crime, and, while doing so, discovers a world of secrets that change his life forever. I recommend this book, especially to those learning English, as it is, for one thing, a short novel and also written in a plain and straightforward style. What is more, it is such a page-turner that it makes for the perfect read for your train commute.

安見 ゆかり 【民事訴訟法Ⅱ、法学入門】

① 『アクチュアル 民事の訴訟』

(福永 有利・井上 治典著/有斐閣/2005)

327.2 : F 8-1 青

☆ 医療過誤事件を素材に民事訴訟の流れを具体的に描写した力作。

②『よくわかる民事裁判 平凡吉訴訟日記（第2版）』

(山本 和彦著／有斐閣／2005)

327.2 : Y 4-2 : 2 青

☆ 土地明渡し訴訟を素材に民事手続全体をわかり易く説明した著書。

山崎 敏彦 [民法Ⅰ、Ⅳ]

①『民法総論』

(大村 敦志著／岩波書店／2001)

324 : O 8-1 青 相

☆ 民法とは、民法学とは何かについて説く本書は、入門にあたり、また、学び終えたまとめとして読むとよい。

②『民法総則講義』

(鈴木 禄弥著／創文社／1984)

324.1 : S 8-5 青 相

☆ 説例による民法教科書。民法所定の各制度がどう結びついているか、学者が自説をいかに検討し、よりよきものとしているかも読みとりたい。

『物権法講義』(324.2 : S 8-2-3)、『債権法講義』(324.2 : S 8-7-3)も併せておすすめしたい。

③『民事の訴訟：ある事件の発生から解決まで』

(福永 有利、井上 治典著／筑摩書房／1987)

327.2 : F 8-5 青

☆ 一つの医事紛争を通して、裁判による紛争解決の手続き、民法のはたす役割を理解できる。

小島武司『ブレップ民事訴訟法』(327.2 : K 16-7)もおすすめるしたい。

④『現代理論法学入門』

(田中 成明編／法律文化社／1993)

321 : T 26-5 青 相

☆ 民法学習にあたって、法規範の特質・機能、法的思想のありかたに常に関心を向けてほしい。同様の趣旨で、棚瀬孝雄編『現代の不法行為法』(324.55 : T 8-1)もすすめるたい。

⑤『法と経済学：日本法の経済分析』

(マーク・ラムザイヤー著／弘文堂／1990)

321 : R 1-1 青 相

☆ 日本人の訴訟嫌いは、ひとはどのように意志決定しようとするのか、法学は他の学問領域といかなる関わりをもつかなどあれこれ考えてみよう。

⑥『国家への関心と人間への関心：ある法学研究者の歩み』

(広中 俊雄著／日本評論社／1991)

320.4 : H 13-1 青

☆ 個性ゆたかな民法学・法社会学者の生き方から示唆されることは多く厳しい。

山田 央子 [比較政治学、日本政治史]

①『文明論之概略』

(福沢 諭吉著／明治八年、松沢 弘陽校注／岩波文庫／1995)

304：F 19-3 青

☆ 幕末から明治初期という「人心騒乱」「紛擾雑駁」の時代に、「一身にして二生を経るが如く」生き、西洋からの新しい文明の精神を貪欲に吸収しながら国民と国家の問題を追求し続けた福沢の文明論。日本について考えたい人にも是非読んでもらいたい一冊。

②『忠誠と叛逆』

(丸山 眞男著／筑摩書房／1992)

311.21：M 2-1 青 相

☆ 著者は思想史という領域から歴史をみることによって、「抽象的に相容れない『イズム』が、具体的状況のなげかけた『問題性』に対する応答としては結合する」という逆説を取り出し、事実史には見られない緊張を描き出す。歴史を対象としながら、現代の問題への鋭い関心にささえられた問題史としての思想史の書。なお表題となった論文は『丸山眞男集』第八(310.8:M1-1:8)にも収録されている。

③『日本政治思想史―「自由」の観念を軸にして』

(宮村 治雄著／放送大学教材／2005)

☆ 「自由」という言葉は、今日日常の中で当たり前のように使われている。しかし、その意味について深く考えたことがあるだろうか。この書は、「自由」の用例を『日本書紀』や仏法、そして儒教・法家などの伝統思想にまで遡って検討したうえで、西洋からの「自由」概念の受容をその連続と断絶を含めて克明に探求したものである。そこに描き出された数々の発見や問題の指摘は、著者の意図通り「多様で論争的な『問い』に満ちたダイナミズム」を蘇らせてくれる。

④『近代日本の形成と西洋経験』

(松沢 弘陽著／岩波書店／1993)

121.9：M 2-1 青 相

☆ 幕末におけるさまざまな西洋経験・中国経験の足跡をたどること自体が新鮮な発見につながり、そうした経験を通して成立する政治思想の成熟過程から近代日本の形成を考察した論文集。

⑤『昭和天皇とその時代』

(升味 準之輔著／山川出版社／1998)

210.7：M 18-1 青

☆ 長い間、歴史を書き続けた著者が、天皇とその周辺の人々の記録から描き出した天皇を中心とする戦後史。戦中派がかかえた葛藤を「特権」として、若い世代に伝える同時代史。

⑥『政治理論と実際の間』

(バーナード・クリック著／田口 富久治[ほか]訳／みすず書房／1974)

311:C 1-7:1~2 青 相

☆ 政治理論と実際との批判的かかわり合いについて論じられた巻頭エッセイをはじめ、独特の「政治」概念を明確に展開し、そもそも「政治」とは何かを考えさせるエッセイ集。

4

論文、レポートの
ススメ

大学生活において、皆さんが「ガクモン」していると実感するのは、ゼミ最終学年における卒業論文の執筆、法学会懸賞論文への応募でしょう。本章では、これらの論文を執筆するにあたって法学部専任教員・法科大学院専任教員がアドバイスを行っています。また、論文だけでなく、講義等で要求されるレポートについても、本章のアドバイスはあてはまります。是非、レポート執筆の際にも参照して役に立ててください。

(1) 論文の作成法—総説

はじめに

他者になにごとかを伝えるために書かれた文章が、論文であるか、詩歌や小説・エッセイ等であるかは、書き手にとっても読み手にとっても大きな違いがある。

論文、少なくとも法学部の学生として書く論文とは、①解決が求められている（と自分が考える）ある社会問題について、②その問題を考察するにふさわしい手段（他者の見解や資料）に基づき、合理的な方法で考え、自分の主張といえるものに到達したとき、③その思考過程と主張内容を他者に解ってもらえるように表現する文章である。したがって、論文を書く姿勢や作法としては、次に述べるようなことが要求される。ただし、以下のことがらを理解するためにも、まずは論文、それも定評ある論文を読むことから始める必要があるだろう。

1. 問題意識

「解決が求められる問題」の設定が、論文を書く第一歩である。これは、他者により課題として与えられる場合もあるけれども、自ら発見することこそが論文執筆の本来の姿である。論文を書きたいと思わせるものを問題意識ないし問題関心と言うが、これは一朝一夕に培われるものではない。特に、日本の社会やそれを反映する教育は、これまで長い間、問題関心をもつこと自体に対して抑制的であり、その結果、不正を匡すことに対する消極的姿勢を広く深く根付かせてきた。今この点につき詳しく触れる余裕はないが、さしあたり、世の中に「我慢のならないこと」があるとき、それをどのように解決していくかを考える習慣を身につけたいものだ。

2. テーマの設定

ある問題に関心を寄せる段階から実際に論文を書く段階へ進むには、問題意識の深化が求められる。すなわち、一方で、できるだけ広い視野の下、多様な資料・情報を収集し、相互のつきあわせを行い、関心を寄せる問題が全体の脈絡の中でどのような位置を占めるのかを理解しなければならない。こうすれば、出発点としての問題状況の把握に歪みが生ずることもないだろう。他方、むやみに考察対象が拡散してしまわないように、実際に取り上げる問題領域は、できるだけ「問題の核心に迫りつつ、射程距離は長い」テーマに限定することが望ましい。

3. 比較

いよいよ、論文の実質の作成に移る。ここでは、関心のある問題を考察するにふさわしい手段で、合理的な方法により、ある結論に到達しなければならない。この点については、少し詳しく説明しよう。

設定されたテーマは、自分だけの、あるいは自分が初めて発見したものだろうか、それとも、他のだれか（複数でありうる）がすでに考えをめぐらせて、それなりの解決法を見いだしている問題だろうか。前者の場合、既成の意見はないのだから、独力で考えなければならないが、こうしたケースは稀であろう。ほとんどは後者であり、この場合、通例は著作という形で残されている他者の思考の所産と自己の思考過程ならびに結論を比較することが合理的な方法であり、かつ不可欠な手続きでもある。この自他の対比という手順を踏むことこそ論文作成上の主要な方法であり、また自他の相違を明確にしながら議論を展開していくのが論文の構成部分でもある。そして、比較の相手方の選び方が論文の優劣を左右する。

まず、歴史の中で精選されてきた「古典」を相手とする場合には、その思考枠組みに依拠しながら、問題状況の相違に応じて異なった解決法を模索するケースが多くなる。また、「古典」ほどには評価の定まっていない先行業績、とくに同時代人のそれを相手とする場合には、幾多の業績のうちから優れたものを選びとらなければならないが、その識別能力は、論文執筆にとりかかる前の準備段階で知識を蓄えていく際に養われる。尊重に値する先行業績――複数のものが対立し合う場合も考えられる――が見つかったならば、あとは、それに沿って自己の見解を補強し、あるいは正当な根拠をもってそれを批判し、自己の主張を磨いていく。この過程で自分の主張としての独創性が生まれることだろう。この一連の作業が論文作成の実質である。

4. 表現法

自己の主張、すなわち問題設定とそれにふさわしい思考過程および結論を、他者に解りやすく伝えるのが論文作成における表現法である。それは、論文の標題（副題を含む）をどうするか、論文全体をいかなる部分から構成するのかという論文の体裁の問題と、取り上げられた個々の事項ならびにその相互関連の説得力を増すために、いかに論理的な文章表現をするのかという問題とに分けることができる。しかし、これこそ書き手の個性の現れるところであり、具体的な指示は不可能な領域である。

学生論文で以上のことがらのすべてを満足させることは、非常に困難であろうが、不可能ではない。限りなくそれに近づくよう挑戦してほしい。

なお、以上に述べたことが、第一線の研究者によってもう少し詳しく述べられている書物として、**広中俊雄・五十嵐清編『法律論文の考え方・書き方』**（有斐閣）がある。そこでは、広中教授が「法律論文を書くための条件」として、「明確な問題意識、言葉・文章に対する鋭敏な感覚、事実認識における客観的な姿勢、解釈論をもつ実践的性格の自覚」を説かれ、また、五十嵐教授が「法律論文の書き方（テーマの設定、構想、法律論文の書き方）」、「資料の蒐集と利用」について説かれているほか、各法分野の研究者による「小論文の考え方・書き方」や「初めて法律論文を書いた頃」が収められており、論文を書こうとするものにとって格好の道案内となっている。ぜひ、読んでほしい。

（芹沢 斉・法科大学院教授）

(2) 論文の作成法—文章の構成

さて、いよいよ論文の執筆にとりかろう。

ひとくちに論文の執筆といっても、具体的には、「実質的な意味」での執筆（一つの論文をまとめるという作業の全体）と「形式的な意味」での執筆（実際に文章を「書く」という作業）とを区別することができる。「総説」で述べられているのは、実質的な意味での執筆の方法といえる。そこで、ここでは、「形式的な意味」での執筆というのが、どのような作業であるか（あるべきか）ということを考えてみよう。

ここで重要なことは、「形式的な意味」での執筆にかかるためには、「実質的な意味」での執筆が終わっていないしなければならないということである。いいかえれば、実際に文章を書き始める段階では、テーマを設定しただけでは足りず、少なくとも「その問題を考察するにふさわしい手段（他者の見解や資料）」を一通り検討し終わっていないしなければならない。本当は、さらに進んで、「仮説」という形で、「自分の主張といえるものに到達」していることが理想である。

そのうえで、「形式的な意味」での執筆にかかるわけであるが、この作業を順調に進めるためには、「実質的な意味」での執筆の段階から、入念な準備をしておかなければならない。すなわち、設定されたテーマについて、「問題を考察するにふさわしい手段で、合理的な方法により、ある結論に到達」するという「論文の実質」を作成する段階で、検討した資料の内容、「自己の主張を磨いていく」過程などを「メモ」に残しておくことが重要である。

「メモ」の作り方は、人それぞれである。カード、ノートなんでもよい。ワープロやコンピューターを使う場合には、多様な編集機能が搭載されているので、能率的な作業ができる。

ある程度「メモ」がたまって、仮説の見通しがついたら、論文全体の構成を考える。具体的には「目次」を作る作業である。最初は、「章」単位の大きなものでよい。たとえば、「1. 問題の所在、2. 先行業績（学説・判例・外国の状況）、3. 検討（比較・論証）、4. 結論」という具合である。卒業論文や懸賞論文の場合には、もう少し詳しい目次、すなわち、それぞれの「章」の中で、どのようなことを、どのような順序で表現するかまで明らかにしたものを作る必要がある。

こうして、いよいよ論文の下地となる「文章」をまとめる作業にはいることになる。このときに、「メモ」が重要な役割を演ずることになる。

自分の論文をどのような文章表現でまとめるかは、「総説」でも述べられているように、「書き手の個性」によるところが大きい。しかし、論文には論文としての形式や、表現上の約束事というものもある。学生の書くものであっても、それが論文であるという以上は、そうした最低限の「ルール」には従わなければならない。

まず、論文は、「総説」にあるように、論者の「思考過程と主張内容を他者に解ってもらえるように表現する文章」である。要するに「他人に、読んでもらうこと、内容を理解してもらうこと」を目的とする文章である。しかも、口頭で伝えるものではなく、文書で伝えるものである。それゆえ、「文章」で綴られなければならないし、その文章は、「話し言葉」ではなく「書き言葉」で綴らなければならない。

そうして、「論理」を展開する文章であるから、それが、形式にも現れていなければならない。すでに述べたように、論文は、通常、いくつかの「章」から構成され、それぞれの「章」の間には、「論理的なつながり」がなければならない。また、それぞれの「章」も、さらにいくつかのまとまりから構成され、それぞれのまとまりの間には、論理的なつながりがなければならない。

つぎに、学術論文のルールとして、先行業績に代表される「資料」を利用した場合には、その出所（「出典」という）を明らかにしなければならない。これは、一般に、「註」という形式で明示する。「註」のつけたた、「註」の標記の方式にも、一定のルールがある。

もっとも、出典を明示すれば先行業績を利用することができるといっても、論文が「自己の主張」である以上、すべてが、様々な先行業績の引用（論文全体が、すべて、様々な資料からの引用）（「パッチ・ワーク論文」という）で終わっているなどというのは論外である。

卒業論文や懸賞論文は、入学試験で書く「小論文」から「小」をとったもの、つまり小論文を「大きく（＝長く）したもの」ではない。そういう意味での「論文」は、一朝一夕で書けるものではないが、書くためのチャンスは与えられている。そういう機会に積極的に挑戦して、「長い文章」を書くことに慣れていくことは、司法試験の「論文式試験」の答案を書くことはもちろん、もっと身近な法学部の「学期末（学年末）試験」の答案や様々な「レポート」をまとめるときにも、間違いなく役立つ。

論文を書くためには、まず、論文に慣れることが必要である。そのためには、優れた定評のある論文を数多く読むことから始めるのがよい。

（西澤 宗英）

(3) 法学会懸賞論文への応募の勧め

法学部学生・教員から成るわたしたちの青山学院大学法学会は、『青山法学論集』を年四回発行し、学生諸君のために年数回の講演会を催すなどのほか、毎年夏期休暇に入ろうという時期に、休暇の終わりをメ切りの時として、「学生懸賞論文」の募集をしている。休暇の間に、関心をもったテーマにつき研究をし論文にまとめてもらおうという趣旨である。

この懸賞論文には、とくに課題というものは指定されない。そこで、きみたちは、若い感性と知的な好奇心をよりどころに、社会に生起するできごとのなかから、あるいは教員がすすめた文献を読むことなどを通して、関心のもてるテーマを選び、これに関する、しかも信頼するに足る資料や論文を読み、必要とあらばフィールドワークをし、テーマにつきあれこれ考察し、その結果を論文にまとめあげ、応募していただきたい。

ところで、この懸賞論文募集に対して毎年優れた論文の応募があつて喜ばしいことであるが、まだまだ応募数が少ないというのが実情であつて残念である。論文執筆という知的な営みは、やってみればそれ自体がまことに「おもしろい」と感じられる—やってみなければわからない—のであつて、すでにそれだけでおすすめできるのであるが、さらに論文執筆の「効用」をいくつか具体的に示して、応募をたくさんすすめることとしたい。

まず、なにより懸賞論文募集に応ずることを通して、実践的に論文作法（論文作法についてはこのパンフレットの別稿参照）を学ぶことができる。どうしても必要な論文を探し、また手にすることができるか。どこへ行けば必要な知識が得られるのか。その問題についてどれほど多様な見方があるか、またそのうちのいずれの考え方が優れているかにつき決め手となることはなにか。どうしても考えた結果をひとにうまく伝えられるか、を具体的な経験を通して学んでいただこう。

次に、優れた論文を提出した者に対しては、一席ないし三席、さらには佳作というように賞金、そして他の応募者には参加賞が授与される。優れた論文については学生懸賞論文集への掲載という名誉も得られる。これも魅力の一つである。

また、論文作成に際していろいろ考察を重ねることを通して、自分の興味もてることがらがどういうことかを自覚できようが、これは1・2年生にとってはゼミナールの選択にあたつて決め手となることがあるかもしれない。さらに、ゼミナ-

ルに属する学生の多くは、卒業論文を書くことになっているが、懸賞論文での研究を踏まえ、これをより練り上げて卒業論文にまとめていくといったこともおすすめできる。

さらに、就職活動に関わり、就職希望先で人事担当者から、どのような学生生活をしてきたかと聞かれることがよくあるが、ボランティア活動、サークル活動等々と並んで、懸賞論文を書いたことも学生生活の主要な部分として話題にすることができよう。私のゼミの学生で、学生懸賞論文集に掲載され、活字となった自分の論文を見せることによって、面接で大いに話がもりあがったという者がいる。少なくとも、学生時代のいくつかのできごとの中でも最も印象深いものの一つとして心に残るものとなるであろう。

このようにあなたがたにとって得ることばかりの法学会懸賞論文に是非応募してほしい。なお、懸賞論文は、青山学院大学法学会だけでなく国内外のいろいろな団体・財団などによっても募集されている。諸君の先輩には、これらのうちでも最もよく知られた河上記念財団の懸賞論文に参加し入賞したひとがいる。こうしたものにも積極的に応じる気概をもっていただけたらと思う。

(山崎 敏彦)



(4) 法学会懸賞論文に応募して

「何を書くべきか」、まず論文の手始めには必ずこの壁にぶち当たる。この壁を打ち崩すのは容易なことではない。しかし逆に考えれば、この壁さえ打ち崩してしまえば、あとはただ、知的好奇心の助けに任せてひたすらに書き綴れば良いのである。人それぞれに方法・手段はあろうが、今回は私が過去2度にわたる論文執筆の際に用いたアナログな手法を書こうと思う。

第1に、まずはテーマの収集である。これは文献を購入するなどということに比べれば非常に廉価な方法を用いる。とにかく、四方八方にネットワークを張り巡らせれば良い。一番単純なのはテレビ・新聞のニュースである。今回の懸賞論文では責任能力について扱ったが、これは元々責任無能力者と思いき少年のバスハイジャックおよび殺傷事件で、犯意があるのに行為を制御する能力がないだろうから、責任無能力として免罪となるかもしれない、というところに疑問を抱いたことに起因する。こうしてまずテーマが決定した。

第2に、テーマの絞り込みである。これには文献にあたってから絞り込むのと、その前に絞り込むのとあるが、今回は文献にあたる前に絞り込んだ。単に責任能力について検討するのではなく、行為者の「制御能力」までもが責任能力判定の際に必要なのかということを検討した。これは、内容が無駄に長くなることを防ぐという効果がある。そして絞り込むことによって、その後の文献探しが容易になってくる。テーマを絞り込まないと、本当に言いたいことが漠然としか捉えることができず、結局論文の完成後に読み返してみても、一体何を論証したかったのか自分でもわからなくなってしまう。1年目の論文がそのような状態であった。1年目は「脳死の法的解釈に関する一考察」というタイトルで執筆したが、脳死の法的解釈などといっても論者によっては大きく異なるわけで、それら法的解釈を包括的に捉えて考察を加えるなどということは、懸賞論文の紙幅では満足したものを完成させるのは無理であるように感じる。今回はそんな反省を通して、文献にあたる前から絞り込んだのである。

第3に、基軸となる1冊を決める。最初から何冊も手当たり次第に読んでいると、それぞれの説で煩雑になってしまうので、1冊の文献からポイントを探り、そしてそこで引用されている文献にもあたるようにする。これをクロスリファレンスという。私は、図書館で文献の背表紙を見て興味あるものは全て手にとって見る。そしてま

ず、目次に目を通すのである。大体はその時点で何が必要かは判断がつく。青学の図書館ならば、夏休みは期間中ずっと10冊借りることができる。まずその上限ぎりぎりまで必要な文献をかり、その他、記念論文集などのように、必要な論文が1つ2つほどしか掲載されていない場合には、その箇所をコピーして帰る。判例などは貸し出しができないので、コピーに頼るしかない。判例も論文執筆の際には重要な情報源である。論文執筆の体裁がわからないという人は、この段階で種々の論文を読みこめば、大体どの様に書けば良いのかが見えてくる筈である。

第4に、論文の軸となる項目を設定する。何を引用して何を論証したいのかを明確にするのに役立つ。これによって、論点の脱線という事態も免れる。基本的にはこれらの4点さえあれば何とかなる。

あとはとにかく知的欲求に任せて、欲しい文献を貪欲に探し回る。青山キャンパスの図書館は、非常に豊富な蔵書量を誇る。本郷の東大図書館よりもあるかもしれない。そして私が更に通ったのは、御茶ノ水の「厳松堂」。ここには、借りるだけでは実に惜しい、手元において置きたい、というような法律文献が、古書として非常に良くそろっている。そこでの“戦利品”を「さぼうる」「ラドリオ」といった神田の名喫茶店で目を通す。そうしていると何だか、自分も学者・文筆家になったような変な錯覚さえ起きてくる。こんな「アカデミックに浸り、ペダンティックに遊ぶ」ひとときも、論文のおかげである。

とにかく、自分にとって有益な文献であれば何でも読むということ、これがとても大事であるように思う。面倒だという人がいるかもしれない。しかし、読みこめば読みこむほど、面倒くささがマヒしてくるのである。私の小さい頃からの知り合いで、現在は筑波大学で商法を教えているY助教授『法学教室』などで名前を見ることも多い一は、「僕だってね、勉強は好きじゃないんだ。でも勉強を日課にしてマヒさせると何でもなくなるんだよ」と仰った。そんなものかもしれない。読んで読んで読みこんで、そうしたら書きたくなる。そんな欲求を満たせば、きっと良い論文は出来上がるんじゃないだろうか。

(小野上 真也(法学部卒業生))

2000年度 法学会学生懸賞論文 第2席入賞

5

プレゼンの
ススメ

今の社会において求められる能力の一つとして、プレゼンテーション（presentation 略称プレゼン）があります。プレゼンの能力は、広義には、あるテーマについて、自分で情報を収集し、分析し、それを説得的に伝える、そういう能力です。みなさんの大学生活においては、多くの場合に、ゼミにおける毎回の報告においてこのような能力が必要になるわけです。本章では、プレゼンの仕方、意義について説明します。

(1) 報告の下調べ

ここでは、ゼミ(本学部での正式名称は「専門演習」)のことをさしあたり、「少人数の学生が一人の教師を囲み、担当者の発表をもとに皆で議論する形式の授業」と定義しておこう。ゼミの利点は、日常の勉強や卒論作成を通じてきめ細かな指導を受けられる点にあるが、合宿やコンパ等を通じた人間的な交流という面も無視しえない魅力となっている。

本学部では、専門演習は3・4年次に配当されるが(いわゆるゼミⅠ、ゼミⅡ)、それ以外にゼミ形式をとる授業として、2年次に基礎演習、3年次に特別演習がある。

これらの授業においては、担当者となった学生の報告をもとに議論が進められるので、ゼミ報告の善し悪しはその日の議論のレベルを規定するといっても過言ではない。ゼミ報告がきちんとできるかどうかは、ゼミ全体にとっても極めて重要な問題なのである。

以下では、ゼミ報告に対するアドバイスを、「(1)報告の下調べ」と「(2)報告(プレゼン)の仕方」に分けて述べることにするが、各ゼミでそれぞれ独自のやり方があるから、ここで述べることはあくまで一般論ということでご理解願いたい。

下調べの鉄則は、とにかく余裕をもって取りかかり、資料となる文献を十分に読みこなすということである。時間切れが原因で消化不良となる報告が非常に多いので、この点はくれぐれも気をつけてもらいたい。報告の前日までにはレジュメの準備を完了し、リハーサルをやるくらいの余裕が必要であろう。

ところで、資料あさりであるが、これについても山ほど課題がある。

まず、必要な資料を集めること。詳細は文献検索の項目に譲るとして、ここではとくに、ただ文献を集めるのでなくて、良質な文献を探し当てることの重要性を強調しておきたい。何が良質かを見極める眼力は、日頃の修練によって体得するしかないだろう。

次に、資料の読み方であるが、初歩的なことから言えば、重要論点と瑣末な問題との区別をつけることが大切である。この区別がつけられないようでは、報告する資格がないと言わざるをえない。講義に出ている者とそうでない者との差は、こういうところに顕著に現れる。

この点をクリアーしたとしても、欠陥報告はあとを絶たない。よく見られるのは、

統一的視点を欠く「資料のつぎはぎ」報告である。資料に頼らざるをえない部分があるとしても、自分の立場を見失うことなく上手に資料を扱うことが求められよう。

欠陥報告の例をあげていったらキリがないのでこのへんで話題を変える。以下では、ゼミでよく取り上げられる判例研究について、下調べのポイントを述べることにする。

[判例研究の下調べ]

ここでの鉄則は、一にも二にも判決の原文によく目を通すことである。ときどき出くわす報告に、判例百選しか読んでいないもの、他人が書いた判例評釈の要約に終始するもの、判例時報のコメントに目を通しただけのものなどがある。これらはすべて失格！である。なぜなら、判決の原文を読まないと、事件の様子がいきいきと伝わってこず、判例の意味が本当に理解できないからである。大学の教員ともなれば、報告をちょっと聞いただけで、判決文に目を通したものかどうか分かるから注意しよう。

判決文に目を通すとなると、いろいろなことが必要となる。

まず、判決全文を手に入れること。これは誤ないことだろう（『文献・資料の調べ方』第5章の判例集一覧を参照）。また、関係法令を正確に調べることも不可欠の要件となる（同第5章の法令集一覧を参照）。なお、関連判例や判例評釈の探し方については、同じく第3章の文献検索の方法を活用して頂きたい。

判決の読み方については、裁判所がどういう事実認定の下にどういう法解釈を示したかが最大のポイントとなる。当事者双方の主張は、裁判所の上記判断との関係で押えられていれば足りよう（したがって、長大な判決などは「当事者の主張」からでなく「判決理由」のところから読むのも一方法である）。当該判決の事実認定・法解釈が正確につかまれており、過去の判例・学説との関連にも目配りができていれば合格点がもらえるだろう。

（久保 茂樹）

(2) プレゼンの仕方

さて、プレゼンの下調べを行ったとしても、「プレゼン」がうまくいかなければ意味がない。そこで「プレゼン」をいかに行うか問題となる。ここでみなさんは、報告に「 」がついていることに疑問を感じられたのであろうか。

「プレゼン」には、狭義の報告である① 報告者によるプレゼン (presentation) だけではなく、② 報告者が作成するレジュメ、③ ゼミ員による議論の形成という要素が含まれるからである。

① 報告者によるプレゼン

プレゼンの目的は、自分がせっかく用意した「自信作」を、できるだけ効果的に聴衆に理解させることである。みなさんが、これまでに受けた講義・講演の中で、こんなものは我慢できないと思うものを思い浮かべてみればよい(実に耳の痛い話ではあるが)。ランダムに挙げれば、時間が長い、メリハリがない、なにを言いたいかわかりにくいという点をすぐに考えつくのではないか。私としては、発表時間は20分以内であること(長くても30分)、発表が項目毎に整理されており、各項目が論理的連関があること、問題の所在(＝発表の出発点)と明らかになった点(＝発表の終着点)を明確にしていること、といった点を思いつく。

以上は主にテクニックの問題であるが、なによりも内容が勝負である。いかにわかりやすくてもレベルの低いものであれば意味がない(講義でも同じことがいえる)。これに関しては、基本的には(1)を参照して欲しいが、ここでは、「枝葉」を大胆に整理できるか否か、本当に重要な部分を論理的に展開できるか否かが決め手であることを指摘しておく。このようなことは、発表の準備に十分な時間をかけて、じっくり考えないとできないものである。特に最近の学生さんは、このような作業を怠っていることが多い(一回作ってしまったら面倒くさがって直さない)。

最後に、プレゼンにおける最重要ファクターは、気迫・ヤル気である。すなわち、与えられたテーマにつき、未熟でもよいからなんとか自分の手で解決・説明してやろう、自分が理解したことを他のゼミ員にも理解させようという熱い気持ちこそ教員・ゼミ員のハートを掴む。このことを忘れずに！

② 報告者が作成するレジュメ

次に、プレゼンと両輪をなすレジュメは、発表する内容自体をわかりやすくする、発表する内容の資料的裏付けを行う、発表で十分に行えない内容を紹介する等の機能を有する。したがって、このような機能を十全に発揮できるようなレジュメ作りが求められる。

まず一番目についてであるが、これはテクニク的な色彩が強い。すなわち、グラフ・図などを用いてレジュメをビジュアルにする、重要なターム・センテンスをアンダーラインなどで強調する、などの方策が考えられよう。特に、判決の内容を紹介するときには、判決がどのような思考過程でそのような結論を出したのか、正確に追っていく必要がある。したがってこの場合には、フローチャートを用いるなどして（もちろんこれが万能であるとはいえないが）、論理を明確にする必要性は高い。

次に二番目であるが、みなさんが発表でしゃべることは、テレビ・ラジオの生トークではない。一つ一つの言葉に意味があり、重みがあり、なによりも実証的でなければならない。実証的であるとは、「本当にそう？」といわれたときに、「そうです」と証拠をあげて言い返せるということである。しかし、プレゼンですべての証拠に言及できるわけではない。したがって、発表で紹介する学説・裁判例等について、それらがどのようなものであるか、レジュメにおいて正確に要約しておく必要があるのである。

最後に三番目であるが、準備をすすめていくなかで、発表と直接には関係しないことであっても、間接的に関連する事柄が多く存在することに気付くであろう。よくみられるのが、（故意によるものか過失によるものかは定かではないが）間接的な論点ばかりを発表で報告して、肝心な点はごまかしてしまう隔靴搔痒の発表である。このような論点については、発表では行わず、レジュメに書いておいて、後でみなさん見ておいて下さい位にとどめて欲しいものである。調べたことをすべて発表するのではなく、潔く取捨選択することが必要になるのである。

③ ゼミ員による議論の形成

①、②をすべてクリアしたとしても、発表の成功はおぼつかない。発表を受けての議論が成功してこそ、すなわち良き議論の形成があってこそその発表なのである。

まず、議論をうまく形成するには、自分の発表の内容を相手に理解させないといけない。そのためには、レジュメを1週間前に配布しておき、点検させることがもっ

とも効果的である。いくら良いレジュメであっても、その場で理解することは難しいし、さらにその場で問題点を発見して議論するレベルに持って行くのは至難の技だからである。

次に、議論がうまく形成できるような争点づくり、自分の意見づくりが必要である。前者は①、②がうまくいくか否かにも関わっているが、意識的に作り出さないと生まれないことに留意して欲しい。後者は、「反論可能性の高い」（平井宜雄『債権総論』弘文堂）意見をつくり出すことである。これを誤解をおそれずに言い直すと、相手の意見をも吸収できるような、理論的にいって懐の深いものであるという意味である。「とにかく俺はこう思う」式の意見では良き議論は形成されない。

最後に、自分の用意した発表を、他人の目で、もう一度冷ややかな目で眺め直すということである。具体的には、このような報告をしたとして、どのような反応が返ってくるのか、を考えてみると良い。あたかも自分がコメンテーターであるかのように、自分の発表も相対化・客観化することは、自分の批判精神を養う上でも得策である。

発表者はいずれ発表を聞く側に回る。これまで述べたことを通して、発表者がどれだけ苦労する（ことになる）かが理解されたと思う。みなさんが発表を聞く場合にも、発表をよく理解するだけでなく、議論の形成に積極的に参加するように、期待してやまない。

なお、プレゼンに関する参考文献としては、以下のものが青山キャンパスの図書館に存在する。参照されたい。

（藤川 久昭）

小林康夫＝船曳建夫『知の技法』東京大学出版会（Ⅲ部以下を参照）
牧野昇『知的生産の方法』実業之日本社
富士ゼロックス『プレゼンテーションの説得技法』日本経済新聞社
山口弘明『プレゼンの進め方』日本経済新聞社

(3) 先輩のプレゼン経験談 ～意欲と工夫を忘れずに

私は「労働法」のゼミに所属していました。私の学年では「過労死の法的問題」をテーマにして、安全配慮義務法理・労災補償制度について学びました。具体的には、毎回のゼミにて、各自、割り当てられた判例についてレジュメを作成して報告し、それをもとに議論していく形式で行っていました。

まず、報告の大前提として判例を熟読しなければなりません。次に事件の概要、論点を整理し、それに対する判決の判断を抜き出します。そして判決のルールを発見し、これまでの判例法理における位置付け、今後の影響についての評価を自分の意見でまとめます。初めは判決独特の言回しになれませんでしたし、時には医学的な資料もあったため、読みこなすのに大変苦労しました。

そして報告本番です。事件の概要や論点を手早く伝え、きちんとした論拠で自分の私見を「言葉」にする必要があります。しかし、実際に報告してみると思うようにはいかず、自分の理解がまだ不十分であったり、先生からの鋭い質問にたじろいでしまい、感情論に走ってしまいました。また、「間違っているのでは…」と失敗を恐れ、発言を控えてしまったこともありました。

私がゼミ活動を行った中で心掛けたことは「意欲」と「工夫」です。ゼミの醍醐味は議論にあります。これを活性化させるためにレジュメ作成にビジュアル面からもこだわり、判例だけでなくインターネットや書庫で資料を収集し、最近の動向などを紹介しました。

ゼミ活動を行って感じたことは常に問題意識を持ち、自分の意見を形成し、伝えることの重要性です。これは社会に出た場合、いやがおうにも求められる力です。ゼミはこの力を養う場として打って付けです。また、自己を客観的に捉える良い機会であると思います。みなさんも是非、興味のある分野を見つけ、「意欲」と「工夫」をモットーに積極的にチャレンジして下さい。

秋元 浩平（法学部卒業生）

(4) 先輩のプレゼン経験談 ～熱い気持ちを大切に

私のゼミでは、各自、割り当てられた事件の判例を読み、レジュメを作成し、それを報告して議論していくスタイルで勉強していました。

まずゼミでは各自、予習として判例を読むことから始まります。しかし、判例はそれ独特の言い回しや言葉、また他分野の専門知識や用語など膨大な量があります。そしてその中から、必要な『事実』を抜き出すことが大切です。そのためには判例を細かく見ていかなくてはなりません。それから、抜き出した必要な情報を整理して、その判例からわかる法理を発見していくわけです。

しかし、実際はこのようにはうまくいきません。この作業は予習のため自分一人でやり抜くしかありません。複雑に絡み合う専門知識や法律や法理などを整理していくのが大変です。習ったことのない法律を理解するため、教科書を紐解いて独学で勉強することもありました。また、必要だと思えば様々なところから関連する論文や法律等の情報を集めることもありました。そしてこれらをもとに、自分の頭で考えて判例をまとめていくわけです。ところが、実際、たくさんの情報を集めても必要のないことが多々ありましたし、自分の頭で考えた後からとんでもない論理矛盾や問題に気づいて一からやり直したり、そのまま気づかずに迷路にはまることもありました。やっと完成しても、間違いや論理の不備を先生やゼミ生に見事につけられ『フォローアップ』宣告を受けることもありました。しかも、その『フォローアップ』も何回も続きその度に、先生からの要求も増えていきました。そして、また同じような作業を一から繰り返し繰り返しやって、また自分の頭で考えて練り直していきました。そして、ようやくオリジナルな考えを完成させていったわけです。ほとんど後半のほうでは『根性』でやりぬいた感じです。

私は、これらのゼミでの体験を通して様々なことを学びました。それは、ゼミの報告では確かに様々なテクニックも必要だけれども、最終的には『根性』と『やる気』などのメンタルな部分がとても重要だということです。それは知識などが未熟ながら自分の頭で考えた『オリジナル』な答えを粘り強く追究し、先生や他のゼミ生に理解させようと努力することです。

私は、これから社会に出たときにゼミで学んだ『熱い気持ち』を噛み締めながら、様々な問題に積極的に取り組んでいきたいと思います。

古川 貴之（法学部卒業生）

(5) 先輩のプレゼン経験談 ～ゼミは発見の宝庫！

私は住吉ゼミで法哲学を専攻していました。テーマは「差別について考える」。3、4人のレポーターと残りの質問者に分かれ、毎週木曜日に2時限連続で熱い議論を行っています。レポーターは、テキストの指定された箇所の要約、内容の補足、論点、私見をレジュメにまとめ、当日に報告します。このレジュメが論議の基になるので、レポーターは責任重大です。質問者も、事前に質問や意見を記したメールをレポーターに送ることになっています。このことで全員が自然とテキストをしっかりと読み込めるので、議論が盛り上がるのです。

私のレポーターデビューは「在日外国人の人権問題について」でした。レジュメを作るに当たって、出入国管理法・外国人登録法などの法律や最高裁判例を調べながら、差別問題には様々な法分野が関わっていることを実感できました。遅くまで図書館に残ることもあったので「私、今法学部生してるなあ」と嬉しく思ったのを覚えています。ただ初回ということもあり、はりきり過ぎてレジュメをB4で10枚も作ってしまいました。単純に「調べたことをとにかく伝えたい」という気持ちだけが先行したように思います。レポーターの経験を重ねる内に、伝えたいことを的確に絞り、自分の意見を論理的に組み立てる力が求められることを学びました。

実際の議論は発見にあふれています。差別問題について考えれば考えるほど、自分のこれまでの生き方や常識を見つめ直すことができます。また、先生や他のゼミ生の知識・意見のお蔭で、ゼミの帰り道には、その日のテーマに対して、違った視点から考えられるようになった自分に気付けるのです。準備も本番もなかなか大変ですが、充実感でいっぱいです。

ゼミは、自分から積極的に学び、考える姿勢と、リーガルマインド（社会の事象を「権利」と「義務」の関係を軸に中立かつ公平に考察する視点）を身につけることができる場だと思います。今後ますます複雑になるであろう社会で生きて行くのに、これらは不可欠です。これからも、先生や仲間たちと様々な問題について議論を重ねながら、リーガルマインドと論理的思考を養い、自分を磨いて行きたいと思っています。

澁谷 美穂（法学部卒業生）

編集後記

2005年度の『AOYAMA LAW ガクモンのススメ』をようやくここに上梓することができました(ホッ……)。

本冊子は、兄弟姉妹編『AOYAMA LAW 文献・資料の調べ方』とともに、これまでのものを大幅に手直して2002年度に出版したものです。その理由は、文献資料の調べ方の編集後記にて説明しておりますので、ご参照下さい。

本冊子は、皆さんが実際に「ガクモン」を実践できるように、出来る限りわかりやすい内容でアドバイスを発信したものです。各稿ともに、各教員の専門分野、個性が出ており、非常に示唆的なものになっています。われわれ教員は、皆さんと共に、「ガクモン」をしたい、「ガクモン」ができるキャンパスを作りたい、心からそう願っています。すなわち、この冊子は、われわれからの、青山学院大学法学部というファカルティを共に形成しようというメッセージ発信なのです。皆さんが興味を持たれたテーマ、分野があれば、この本をひもときながら、場合によっては、各教員にアドバイスを求めて研究室の扉を叩いて、「ガクモン」を「ススメ」して下さい。皆さんに期待しています。

本冊子作成にあたっては、非常に多くの方のご協力がありました。ここに心よりお礼申し上げます。特に、法学会の川田さん、石田大成社の服部さんは、兄弟姉妹編の作成とともに、大変なご貢献をして頂きました。ただ、2005年度は、時間的制約が非常に厳しく、2002年度のものに対する、最小限の修正に止まってしまいました。この点深くお詫びいたします。

最後ですが、私的な所感をお許し下さい。上記の服部さんは私のゼミの卒業生です。社会人として活躍なさっている卒業生の方と、AOYAMA LAWに関係する仕事を一緒に出来たことは、教員としてこの上ない喜びでした。AOYAMA LAWにおける私の「追跡」の一つとしても、記憶に残るものとなりました。今後ともAOYAMA LAW赤本、青本として定着し、その目的を果たしつつ欲しいと切に望みます。

(藤川 久昭)

文献・資料の調べ方 2005

編集：「文献・資料の調べ方2005」編集担当

発行：青山学院大学法学部・法学会

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25
電話 03-3409-8111（代表）

